

2025 DISCLOSURE

ふくしんの現況



福江信用組合

ごあいさつ

皆様には、平素より格別のご愛顧を賜り心より厚く御礼申し上げます。令和6年度の業績や活動状況を取り纏めた「2025ディスクロージャー誌」を作成いたしましたので高覧賜り、当組合へのご理解をより一層深めていただければ幸甚に存じます。

さて、国内経済は、賃金・所得の増加、生産性の向上を重視する方針が示される中で、緩やかに回復しているようです。しかしながら、米国の関税引き上げ政策による経済への影響や、円安による原材料の高騰や人手不足への対応など、事業者においては依然として厳しい経営環境が継続しています。また、五島市においても人口減少による過疎化や後継者不足等の社会問題に直面しております。

福江信用組合は事業者や生活者の一番身近な存在として期待にこたえていくため、事業者等が抱えている諸問題を的確に把握し、取引先の資金繰りに支障が生じることがないように、金融仲介機能を発揮して参ります。

今後とも変わらぬ支援ご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年7月



理事長 川口 眞二

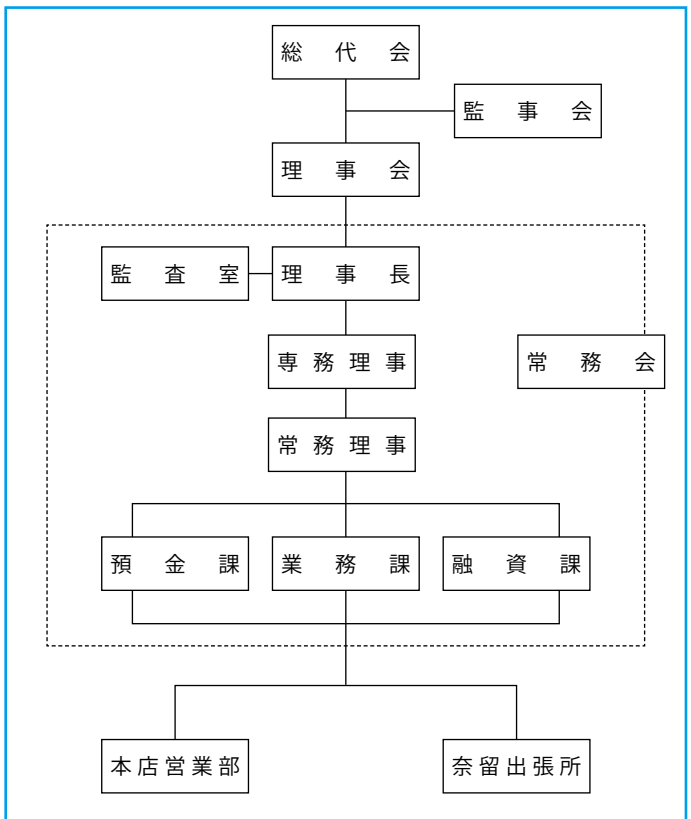
当組合のあゆみ（沿革）

- 昭和32年4月 創立総会
- 昭和32年6月 福江市福江町19番地五島商工会議所一階にて業務開始
- 昭和35年8月 福江市福江町692番地3(店舗を市の中心部へ移転)
営業地区の変更(福江市一円を福江市、岐宿町、三井楽町、富江町、玉之浦町、奈留町の区域へ拡大)
- 昭和37年9月 福江市大火にて類焼
- 昭和38年12月 本店店舗落成移転(現在地)
- 昭和43年9月 奈留出張所業務開始(奈留町浦郷1818-4)
- 昭和63年11月 自営オンライン(日本オリベッティ)導入
- 平成4年10月 全国信組共同オンライン(SK)加盟
- 平成15年8月 本店隣接地購入、駐車場設置
- 平成16年8月 1市5町の合併により営業地域が五島市一円となる
- 平成19年6月 創立50周年(預金量84億円、融資量44億円)
- 平成27年3月 預金量100億円、融資量70億円の大台達成
- 平成27年6月 日本政策金融公庫と業務連携
- 平成29年6月 創立60周年(預金量113億円、融資量81億円)
- 平成30年3月 預貸和200億円達成(預金119億円、融資84億円)
- 令和6年5月 奈留出張所新築移転(奈留町浦郷1818-10)

《歴代理事長》

- 初代理事長 釜口 房 章(昭和32.6～昭和43.12)
- 第二代理事長 平山 昇(昭和44.5～昭和45.5)
- 第三代理事長 郡家 蔵一郎(昭和45.5～昭和51.5)
- 第四代理事長 山口 郁 男(昭和51.5～平成6.5)
- 第五代理事長 藤田 七 郎(平成6.5～平成12.6)
- 第六代理事長 川口 翎四郎(平成12.6～平成18.6)
- 第七代理事長 野口 喬 史(平成18.6～平成29.6)
- 第八代理事長 貞方 英 世(平成29.6～令和3.6)
- 第九代理事長 野口 喬 史(令和3.6～令和5.6)
- 第十代理事長 川口 眞 二(令和5.6～)

事業の組織



(令和7年7月現在)

役員(理事及び監事の役職・氏名)

理事長(代表)	川口 眞二
専務理事	竹山 敦幸
常務理事	島内 太郎
理事	山口 博之、柿森 誠、小石 薫
監事	出口 耕三、白川 典之(員外監事)

注) 当組合は、職員出身者以外の常勤理事2名の経営参画により、ガバナンスの向上や組合員の意見の多面的な反映に努めています。
なお、役員等の兼職等は該当ございません。

職員数の状況

(単位:人)

	令和5年度末	令和6年度末
男子	7	8
女子	7	6
合計	14	14

組合員数と出資金の状況

(単位:人、百万円)

	令和5年度末		令和6年度末	
	組合員数	出資金	組合員数	出資金
個人	2,761	366	2,763	333
法人	239	90	238	88
合計	3,000	456	3,001	421

事業方針（当組合の考え方）

■基本方針

「ふくしん」は、協同組織の金融機関として、相互扶助の精神に基づき、健全なる経営を維持し、豊かな地域社会づくりに奉仕します。

■経営方針

「ふくしん」は、地域の皆様に信頼され、愛される金融機関として社会的、公共的使命を果たすため、次の点を経営方針としています。

- ①地域に根ざし、地域社会とともに発展する
お客様のお役に立つをモットーに、地域になくてはならない信用組合として独自性を発揮します。
- ②法令等遵守（コンプライアンス）の精神を基本とする
お客様の揺ぎない信頼を得るために、倫理観のある行動に徹します。
- ③健全で信頼される信用組合となる
自己責任の基に経営の効率化を図り、適正なリスク管理体制を構築し、自己資本の充実に努めます。
- ④人材の育成と明るい職場をつくる
役職員ひとりひとりが信用組合の顔であり、質の高い金融サービスを提供し、信用組合理念を実践する人材の育成に努めます。

■福江信用組合の概要

（令和7年3月末現在）

設 立	昭和32年6月	営 業 区 域	五島市一円
店 舗 数	2店	預 金	144億円
組 合 員 数	3,002人	貸 出 金	91億円
出 資 金	421百万円	純 資 産	1,110百万円
常勤役職員数	16人	自己資本比率	11.99%



本店建物外観

令和6年度の経営環境と事業概況

◎金融経済環境

我が国の経済は、コロナ禍脱却後、インバウンド需要の増加に伴い、サービス業を中心に景気は緩やかな回復傾向にあります。しかしながら世界に目を向けると、米国トランプ大統領の政権奪還に伴う保護主義への転換や、中国国内の内需不振、ウクライナ問題や中東情勢など今後の景気を左右する懸念材料が山積しており、金融・為替市場を取り巻く不確実性は引き続き高い状況が続いております。

また地方経済においては、生産年齢人口の減少による人材不足や、後継者不足等の課題にも直面しており、持続的な賃上げや成長型経済への転換、エネルギー政策への強化、デフレからの脱却、中小企業支援・次世代産業の育成などが国内経済の課題として重要視されています。

こうした中、当組合は上記課題に対応すべく地元事業者様へのニーズに応じた支援を積極的に行って参りました。

◎預・貸金の状況

年間を通じ14億円を超える新規の貸出を実行することが出来ましたが、実行を上回る定期償還及び想定外の大口繰上償還等が発生したことにより貸付残高が減少しました。

貸出金の期末残高 9,124百万円（前期比△427百万円、△4.47%）

貸出金の期中平残 9,288百万円（前期比△271百万円、△2.83%）

奈留出張所の新築移転に伴う定期預金増強キャンペーンを、5月から7月までの3か月間実施したことが功を奏して、預金残高は増加しました。

預金の期末残高 14,487百万円（前期比+570百万円、+4.09%）

預金の期中平残 14,363百万円（前期比+330百万円、+2.35%）

◎収支・損益の状況

貸出金残高は減少したものの、金利上昇局面に伴い貸出金利息、預け金利息、有価証券運用収益はともに増加しており、コア業務純益は前年並みの87百万円（前期比△2百万円）を確保することが出来ました。

しかしながら貸出先の想定外の破綻や、自己査定における債務者区分変動などの要因があり、個別貸倒引当金を177百万円程度繰入れる事となり、一過性の要因とはいえ、64百万円の当期損失を計上するに至りました。出資配当は、上記要因により当期損失を計上したため、前年比0.25%減の1.50%を予定しております。令和6年度の決算を踏まえ、今後は目標達成に向け役職員一丸となって尽力し、安定した収益の確保と内部留保の充実に努めて参ります。

◎事業の展望及び対処すべき課題

当組合の営業地盤である五島市内においては、人口減少、後継者問題、人材不足など地方都市が抱える社会的問題に直面しております。当組合としては縮小傾向にある当地区の様々な問題に対応すべく、中小企業の事業承継促進に向けた長崎県および県内金融機関との連携協定や、長崎県中小企業活性化協議会との関係による事業者支援など、地元にて特化した金融機関として積極的に取り組んで参りました。今後も人縁・地縁を駆使しながら地域密着型の営業活動を展開し、経営基盤の強化と健全性を確保して参ります。

第7次中期経営計画（新3か年計画）

当組合は、令和7年度を初年度とする第7次中期経営計画（新3か年計画）を策定しました。地域の皆様に信頼され、愛される金融機関として社会的、公共的使命を果たすべく経営方針に基づき、以下4つの重点施策を講じます。

- ①地域に根ざし、地域社会とともに発展する。
 - ②法令順守の精神を基本とする。
 - ③健全で信頼される信用組合となる。
 - ④人材の育成と明るい職場をつくる。
- この重点施策の実行により地域貢献して参ります。

期末実績と数値目標

	預金残高	貸出金残高	当期純利益	自己資本額	自己資本比率
令和7年3月末実績	144億円	91億円	△64百万円	1,140百万円	11.99%
令和8年3月末目標	139億円	88億円	54百万円	1,192百万円	12.30%

貸借対照表

資産の部

(単位：千円)

科目	令和5年度	令和6年度
(資産の部)		
現金	196,820	267,038
預け金	6,185,771	5,857,615
有価証券	1,707,055	1,771,240
国債	—	—
社債	1,470,400	1,547,085
株式	8,700	8,700
その他の証券	227,954	215,455
貸出金	9,551,413	9,124,273
手形貸付	438,291	363,300
証書貸付	8,979,354	8,643,740
当座貸越	133,767	117,233
その他の資産	152,002	130,129
全信組連出資金	82,000	82,000
未収収益	19,588	18,204
その他の資産	50,414	29,923
有形固定資産	80,881	105,696
建物	21,422	44,733
土地	44,998	44,998
その他の有形固定資産	14,460	15,964
無形固定資産	996	865
ソフトウェア	364	232
その他の無形固定資産	632	632
繰延税金資産	24,548	84,709
債務保証見返	30	0
貸倒引当金	△ 66,048	△ 239,256
(うち個別貸倒引当金)	△ 55,255	△ 232,305
資産の部合計	17,833,471	17,102,313

負債及び純資産の部

(単位：千円)

科目	令和5年度	令和6年度
(負債の部)		
預金積金	13,917,243	14,487,615
当座預金	42,703	41,090
普通預金	4,960,641	5,109,515
定期預金	8,551,351	9,041,151
定期積金	340,557	249,278
その他の預金	21,990	46,579
借入金	2,600,000	1,400,000
借入金	2,600,000	1,400,000
その他の負債	54,844	83,670
未決済為替借	1,139	773
未払費用	7,954	13,646
給付補填備金	178	141
未払法人税等	18,279	23,176
前受収益	2,979	4,867
払戻未済金	22,437	38,421
その他の負債	1,875	2,643
賞与引当金	2,863	3,505
退職給付引当金	6,287	6,202
役員退職慰労引当金	2,100	3,400
睡眠預金払戻損失引当金	919	735
繰延税金負債	—	—
再評価に係る繰延税金負債	6,408	6,574
債務保証	30	0
負債の部合計	16,590,697	15,991,703
(純資産の部)		
出資金	456,244	421,875
普通出資金	456,244	421,875
利益剰余金	791,008	718,745
利益準備金	421,000	457,000
その他利益剰余金	370,008	261,745
当期末処分剰余金	370,008	261,745
組合員勘定計	1,247,253	1,140,620
その他有価証券評価差額金	△ 21,237	△ 46,602
土地再評価差額金	16,758	16,591
純資産の部計	1,242,773	1,110,610
負債及び純資産の部合計	17,833,471	17,102,313

※ 貸借対照表の注記事項

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては、事業年度末の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 土地の再評価に関する法律（平成10年法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。なお、評価差額については当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産に計上しております。

- 再評価を行った年月日 平成10年3月31日
- 当該事業用土地の再評価前の帳簿価格 1,854千円
- 当該事業用土地の再評価後の帳簿価格 25,020千円
- 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年政令第119号）第2条4号に定める固定資産税課税評価額に基づいて合理的な調整を行って算出。
- 同法10条に定める再評価を行った事業用土地の決算期における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価格の合計額との差額 △20,663千円
- 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法を採用しております。また、主な耐用年数は、建物13年～39年、動産5年～20年であります。
- 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は定額法により償却しております。なお、自組合利用のソフトウェアについては、当組合内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

6. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会・銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。

破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。

破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引当てております。

全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。

7. 賞与引当金は、従業員への賞与の支払に備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

8. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき、必要額を計上しております。

なお、当組合は、複数事業主（信用組合等）により設立された企業年金制度（総合型厚生年金基金）を採用しております。当該企業年金制度に関する事項は次のとおりです。

（１）制度全体の積立状況に関する事項（令和6年3月31日現在）	
年金資産額 ①	249,416百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額 ②	211,033百万円
差 引 額 ①－②	38,382百万円

（２）制度全体に占める当組合の掛金拠出割合（自令和5年4月分～至令和6年3月分）
（当組合 2,773千円）÷（基金全体 4,190,570千円）＝0.042%

（３）補足説明

上記（１）の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高9,895百万円である。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間18年の元利均等償却であり、当組合は当期の計算書類上、基本・特別・加算掛金3,134千円を費用処理している。また、年金財政計算上の繰越不足金については、財政再計算に基づき必要に応じて特別掛金率を引き上げる等の方法により処理されることになる。

なお、特別掛金の額はあらかじめ定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乘じることで算定されるため、上記（２）の割合は当組合の実際の負担割合とは一致しない。

9. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

10. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認める額を計上しております。

11. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。

12. 理事及び監事に対する金銭債権総額 2,804千円

13. 有形固定資産の減価償却累計額 109,461千円

14. 貸出金のうち、破綻先債権額は、248,643千円、延滞債権額は、ありません。

なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払いの延滞が相当期

間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立又は弁済の見込が無いものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

15. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は、ありません。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

16. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は、71,615千円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建・支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

17. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は、320,258千円であります。

なお、14.から17.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

18. 貸借対照表に計上した有形固定資産のほか、電子計算機の端末機（情報サービス機）等についてリース契約により使用しています。

19. 担保に提供している資産は、次のとおりであります。

担保提供している資産	預け金	347,500千円
	（為替取引保証金、信組保障基金）	
	預け金	1,400,000千円（借入担保）
	現金	50千円
	（五島市公金取扱保証金）	
担保資産に対応する債務	借入金	1,400,000千円（全信組連）

20. 出資1口あたりの純資産額は、1,374円336銭であります。

21. 金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に対する取組方針

当組合は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。

（２）金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

(単位：百万円)

①信用リスクの管理

当組合は、貸付規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応などと与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか融資課により行われ、また、定期的に経営陣によるＡＬＭ委員会や常務会・理事会を開催し、審議・報告を行っております。

さらに、与信管理の状況については、監査室がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、業務課において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

②市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当組合は、ＡＬＭによって金利の変動リスクを管理しております。

ＡＬＭに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ＡＬＭ委員会において決定されたＡＬＭに関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っています。

日常的には業務課において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析金利感応度分析等によりモニタリングを行い、定例開催の理事会に報告しております。

(ii) 為替リスクの管理

当組合は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。

(iii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、ＡＬＭ委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、資金運用基準に従い行われております。

このうち、業務課では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

これらの情報は業務課を通じ、理事会において定期的に報告されております。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合は、ＡＬＭを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

22. 金融商品の時価等に関する事項

令和7年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません。また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

	貸借対照表 計上額	時価	差額
預け金	5,857	5,863	6
有価証券	1,771	1,771	0
その他有価証券	1,771	1,771	—
貸出金	9,124	9,345	221
貸倒引当金	▲239	▲239	—
差引貸出金	8,885	9,106	221
金融資産計	16,513	16,740	227
預金積金	14,487	14,969	482
借入金	1,400	1,400	0
金融負債計	15,887	16,369	482

注) 貸出金は、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

①金融商品の時価等の算定方法

☆金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については23.に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間（１ヶ月以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

☆金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。

また、定期預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来

のキャッシュ・フローを割引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、残存期間が短期（１ヶ月以内）のものは、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（２）借入金

借入金については、帳簿価格を時価としております。

②時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

（単位：百万円）

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式	8
組合出資金（全信組連出資金等）	82
合 計	90

注）１．非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしていません。

注）２．組合出資金（全信組連出資金等）のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしていません。

23. 有価証券の保有目的区分毎の時価、評価差額等に関する事項は、次のとおりであります。

- （１）売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。
- （２）満期保有目的の債券はありません。
- （３）子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるものはありません。
- （４）その他有価証券

【貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの】（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
社 債	502	497	4
投資信託	0	0	0
外国証券	30	30	0
合 計	532	527	4

【貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの】

	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
社 債	1,044	1,098	▲ 53
投資信託	90	100	▲ 9
外国証券	94	101	▲ 6
合 計	1,230	1,299	▲ 69

注）１．貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上しております。

注）２．その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復すると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表価格とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として減損処理することとしております。

なお、当事業年度における減損処理額はありません。また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準については、当組合「有価証券減損処理規程」及び日本公認会計士協会「金融商品会計に関する実務指針」によっております。

24. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券は、ありません。
25. 当期中に売却したその他有価証券は、ありません。
26. 保有目的を変更した有価証券は、ありません。
27. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間毎の償還予定額は、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	１年以内	１年超５年以内	５年超１０年以内	１０年超
社 債	200	300	200	900
外国債券	30	100	0	—
合 計	230	400	200	900

28. 金銭の信託は、保有していません。

29. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳は、次のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度超過額	56,690千円
退職給付引当金損金算入限度超過額	2,725千円
減価償却損金算入限度超過額	3,217千円
課税所得の繰越欠損金	—千円
その他	16,837千円
繰延税金資産小計	79,469千円
評価性引当額（△）	—千円
繰延税金資産合計	79,469千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価益	▲5,240千円
繰延税金負債合計	▲5,240千円
繰延税金資産の純額（△負債）	84,709千円

30. 会計上の変更及び過去の誤謬の訂正については、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針24号平成21年12月4日）を適用しております。



五島・玉之浦椿

損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和5年度	令和6年度
経 常 収 益	244,081	254,013
資 金 運 用 収 益	235,016	245,789
貸 出 金 利 息	202,924	205,886
預 け 金 利 息	7,361	13,421
有価証券利息配当金	19,822	22,661
その他の受入利息	4,907	3,820
役 務 取 引 等 収 益	7,263	6,287
受入為替手数料	3,566	3,242
その他の役務収益	3,697	3,044
そ の 他 業 務 収 益	1,600	1,728
国債等債券売却益	—	—
国債等債券償還益	—	—
その他の業務収益	1,600	1,728
そ の 他 経 常 収 益	200	207
貸倒引当金戻入益	—	—
償却債権取立益	—	—
その他の臨時収益	200	207
経 常 費 用	161,525	341,051
資 金 調 達 費 用	5,311	16,218
預 金 利 息	5,202	16,134
給付補填備金繰入額	107	83
その他の支払利息	1	0
役 務 取 引 等 費 用	18,586	17,738
支払為替手数料	547	498
その他の役務費用	18,039	17,239
そ の 他 業 務 費 用	46	10
国債等債券売却損	—	—
国債等債権償還損	—	—
その他の業務費用	46	10
一般貸倒引当金繰入額	7,948	△ 3,842
経 費	130,345	132,553
人 件 費	86,092	84,174
物 件 費	43,596	47,207
税 金	656	1,172
そ の 他 経 常 費 用	△ 712	178,372
貸倒引当金繰入額	—	177,049
貸 出 金 償 却	—	—
その他の経常費用	△ 712	1,322
経常利益(△経常損失)	82,555	△ 87,038
特 別 利 益	—	—
特 別 損 失	—	—
その他の特別損失	—	—
税引前当期純利益(△純損失)	82,555	△ 87,038
法人税、住民税及び事業税	19,112	26,881
法 人 税 等 調 整 額	682	△ 49,815
法 人 税 等 合 計	19,795	△ 22,934
当 期 純 利 益 (△ 純 損 失)	62,760	△ 64,104
繰越金(当期首残高)	307,248	325,849
当期末処分剰余金(△未処理損失)	370,008	261,745

(注) 1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 出資1口当たりの当期純利益 69円95銭

経費の内訳

(単位：千円)

科 目	令和5年度	令和6年度
人 件 費	86,092	84,174
報 酬 給 料 手 当	72,954	69,024
賞与引当金純繰入額	△ 375	641
退 職 給 付 費 用	3,313	3,596
社 会 保 険 料 等	10,199	10,912
物 件 費	43,596	47,207
事 務 費	21,917	23,044
固 定 資 産 費	8,758	10,256
事 業 費	3,218	3,575
人 事 厚 生 費	703	838
預 金 保 険 料	2,048	1,994
有形固定資産償却	6,892	7,366
無形固定資産償却	58	131
税 金	656	1,172
固 定 資 産 税	439	377
印 紙 税	98	361
消 費 税	66	118
そ の 他 諸 税	53	314
経 費 合 計	130,345	132,553

剰余金処分計算書

(単位：千円)

科 目	令和5年度	令和6年度
当期末処分剰余金	370,008	261,745
剰 余 金 処 分 額	44,159	0
利 益 準 備 金	36,000	0
普通出資に対する配当金	(1.75%) 8,159	(1.50%) 6,836
繰越金(当期末残高)	325,849	254,908

法定監査の状況

当組合は、協同組合による金融事業に関する法律第5条の9に規定する「特定信用組合」に該当しておりません。したがって、「貸借対照表」「損益計算書」「剰余金処分計算書」等につきましては、会計監査法人の監査によらず、当組合監事による監査を受けております。

なお、当組合は員外監事(1名)を導入しております。

代表理事による適正性及び有効性の確認

私は当組合の令和6年4月1日から令和7年3月31日までの第68期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書の適正性、及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認しました。

令和7年6月20日

福江信用組合
理事長 川 口 眞 二

経理・経営内容

粗利益 (単位：千円、%)			
科 目		令和5年度	令和6年度
資 金 運 用 収 益	資 金 運 用 収 益	235,016	245,789
	資 金 調 達 費 用	5,311	16,218
資 金 運 用 収 支		229,705	229,570
役 務 取 引 等 収 益	役 務 取 引 等 収 益	7,263	6,287
	役 務 取 引 等 費 用	18,586	17,738
役 務 取 引 等 収 支		△ 11,322	△ 11,450
そ の 他 業 務 収 益	そ の 他 業 務 収 益	1,600	1,728
	そ の 他 業 務 費 用	46	10
そ の 他 業 務 収 支		1,554	1,718
業 務 粗 利 益		219,936	219,838
業 務 粗 利 益 率		1.21	1.25

(注) 業務粗利益率＝ $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定計平均残高}} \times 100$

役務取引の状況 (単位：千円)			
科 目		令和5年度	令和6年度
役 務 取 引 等 収 益	役 務 取 引 等 収 益	7,263	6,287
	受 入 為 替 手 数 料	3,566	3,242
	そ の 他 の 受 入 手 数 料	3,697	3,043
役 務 取 引 等 費 用		18,586	17,738
支 払 為 替 手 数 料	支 払 為 替 手 数 料	547	498
	そ の 他 の 支 払 手 数 料	8,944	7,844
	その他の役務取引等費用	9,094	9,394

受入利息および支払利息の前期比増減 (単位：千円)			
項 目		令和5年度	令和6年度
受 取 利 息 の 増 減		10,984	10,772
支 払 利 息 の 増 減		△ 862	10,907

常勤役職員1人当りの預金及び貸出金期末残高 (単位：百万円)			
区 分		令和5年度	令和6年度
1人当りの預金残高		869	905
1人当りの貸出金残高		596	570

1店舗当りの預金及び貸出金期末残高 (単位：百万円)			
区 分		令和5年度	令和6年度
1店舗当りの預金残高		6,958	7,243
1店舗当りの貸出金残高		4,775	4,562

主要な経営指標の推移 (単位：千円)						
区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
経 常 収 益	244,278	235,968	237,317	244,081	254,013	
経 常 利 益	81,131	73,388	81,517	82,555	△ 87,038	
業 務 純 益	74,634	69,912	80,007	81,642	91,127	
当 期 純 利 益	59,034	53,607	60,416	62,760	△ 64,104	
預 金 積 金 残 高	14,708,251	14,270,013	14,125,652	13,917,243	14,487,615	
貸 出 金 残 高	10,334,438	9,915,529	9,710,944	9,551,413	9,124,273	
有 価 証 券 残 高	1,292,763	1,548,428	1,693,650	1,707,055	1,771,240	
総 資 産 額	19,800,827	19,601,936	18,387,759	17,833,471	17,102,313	
純 資 産 額	1,123,382	1,164,463	1,194,872	1,242,773	1,110,610	
自己資本比率（単体）	10.26%	10.85%	11.41%	12.09%	11.99%	
出 資 総 額	461,590	459,840	474,565	456,244	421,875	
出 資 総 口 数	923,181口	919,680口	949,130口	912,489口	843,751口	
出資に対する配当金	(1.75%) 7,934	(1.75%) 8,100	(1.75%) 8,355	(1.75%) 8,159	(1.50%) 6,836	
組 合 員 数	3,069人	3,035人	3,015人	3,000人	3,001人	
常 勤 役 職 員 数	16人	15人	16人	16人	16人	
(職 員 数)	13人	12人	13人	14人	14人	
店 舗 数	2店	2店	2店	2店	2店	

(注) 残高計数は期末日現在、職員数は役員を除いた人数です。

経理・経営内容

資金運用勘定、調達勘定の平均残高等 (単位：百万円, %)

科 目	年度	平均残高	利息	利回り
資 金 運 用 勘 定	5 年度	18,090	235	1.30
	6 年度	17,417	254	1.41
う ち 貸 出 金	5 年度	9,559	203	2.12
	6 年度	9,288	205	2.21
う ち 預 け 金	5 年度	6,727	7	0.10
	6 年度	6,249	13	0.21
う ち 有 価 証 券	5 年度	1,721	20	1.16
	6 年度	1,797	22	1.26
資 金 調 達 勘 定	5 年度	17,017	5	0.03
	6 年度	16,468	16	0.09
う ち 預 金 積 金	5 年度	14,033	5	0.03
	6 年度	14,363	16	0.11
う ち 借 用 金	5 年度	2,984	—	0.00
	6 年度	2,105	—	0.00

(注) 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(30年度1百万円、元年度2百万円)をそれぞれ控除して表示しております。

その他の業務収支(損益)の内訳 (単位：百万円)

項 目	令和5年度	令和6年度
国債等債券関係損益	0	0
そ の 他	1	1
その他業務収支の損益	1	1

内国為替取扱実績 (単位：件、百万円)

区 分		令和5年度		令和6年度	
		件 数	金 額	件 数	金 額
送金・振込	他の金融機関向け	4,903	4,084	4,116	4,750
	他の金融機関から	11,005	4,241	11,395	5,531
代金取立	他の金融機関向け	444	238	425	151
	他の金融機関から	157	30	124	58

代理貸付の内訳(件数及び残高) (単位：件、百万円)

区 分	令和5年度		令和6年度	
	件数	残高	件数	残高
全国信用協同組合連合会	—	—	—	—
(株)日本政策金融公庫	1	0	—	—
合 計	1	0	—	—

総資金利鞘等 (単位：%)

区 分	令和5年度	令和6年度
資金運用利回 (a)	1.3	1.41
資金調達原価率 (b)	0.79	0.9
総資金利鞘 (a - b)	0.51	0.5

預貸率および預証率 (単位：%)

区 分		令和5年度	令和6年度
預 貸 率	(期 末)	68.63	62.97
	(期中平均)	68.11	64.66
預 証 率	(期 末)	12.38	12.22
	(期中平均)	12.26	12.51

総資産利益率 (単位：%)

区 分	令和5年度	令和6年度
総資産経常利益率	0.45	△ 0.48
総資産当期純利益率	0.34	△ 0.35

(注) 総資産経常(当期純)利益率 = $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$



奈留島 江上天主堂(世界文化遺産構成資産)



久賀島 旧五輪教会堂(世界文化遺産構成資産)

預金の状況

預金種目別平均残高

(単位：百万円、%)

種 目	令和5年度		令和6年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
流動性預金	5,025	36.1	5,197	35.9
定期性預金	8,891	63.9	9,290	64.1
合 計	13,917	100.0	14,487	100.0

預金者別預金残高

(単位：百万円、%)

区 分	令和5年度末		令和6年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
個 人	9,901	71.1	10,115	69.8
法 人	4,015	28.9	4,371	30.2
一 般 法 人	2,477	17.8	2,814	19.4
金 融 機 関	601	4.3	600	4.1
公 金	445	3.2	465	3.2
そ の 他	492	3.6	491	3.4
合 計	13,917	100.0	14,487	100.0

貸出金の状況

貸出金種類別残高

(単位：百万円、%)

科 目	令和5年度		令和6年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
手形貸付	438	4.6	363	4.0
証書貸付	8,979	94.0	8,643	94.7
当座貸越	133	1.4	117	1.3
合 計	9,551	100.0	9,124	100.0

貸出金業種別残高・構成比

(単位：百万円、%)

業 種 別	令和5年度		令和6年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
製 造 業	495	5.2	425	4.7
農 業、林 業	230	2.4	265	2.9
漁 業	52	0.5	49	0.5
鉱業、碎石業、砂利採取業	—	—	—	—
建 設 業	731	7.7	724	7.9
電気、ガス、熱供給、水道業	1,709	17.9	1,489	16.3
情 報 通 信 業	—	—	—	—
運輸業、郵便業	78	0.8	65	0.7
卸売業、小売業	462	4.8	447	4.9
金融業、保険業	—	—	—	—
不 動 産 業	918	9.6	870	9.5
物品賃貸業	46	0.5	92	1.0
学術研究、専門・技術サービス業	13	0.1	8	0.1
宿 泊 業	—	—	—	—
飲 食 業	318	3.3	302	3.3
生活関連サービス業、娯楽業	107	1.1	62	0.7
教育、学習支援業	—	—	—	—
医 療、福 祉	85	0.9	106	1.2
その他サービス	183	1.9	161	1.8
そ の 他 の 産 業	321	3.4	279	3.1
小 計	5,755	60.3	5,351	58.7
地 方 公 共 団 体	—	—	—	—
雇用・能力開発機構等	—	—	—	—
個人（住宅・消費・納税資金等）	3,795	39.7	3,772	41.3
合 計	9,551	100.0	9,124	100.0

貸出金担保別残高

(単位：百万円、%)

区 分	令和5年度		令和6年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
当組合預金積金	213	2.2	189	2.1
動 産、不 動 産	1,288	13.5	1,310	14.3
そ の 他	0	0.0	0	0.0
小 計	1,502	15.7	1,500	16.4
信用保証協会・信用保険	455	4.8	382	4.2
保 証	7,592	79.5	7,241	79.4
合 計	9,551	100.0	9,241	100.0

貸出金使途別残高

(単位：百万円、%)

種 目	令和5年度		令和6年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
運 転 資 金	1,590	16.6	1,466	16.1
設 備 資 金	7,961	83.4	7,657	83.4
合 計	9,551	100.0	9,124	100.0

消費者ローン・住宅ローン残高

(単位：百万円、%)

種 目	令和5年度		令和6年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
消 費 者 ロ ー ン	123	4.0	134	4.4
住 宅 ロ ー ン	2,953	96.0	2,914	95.6
合 計	3,076	100.0	3,049	100.0

有価証券に関する指標

◎有価証券種類別平均残高

区 分	令和 5 年度		令和 6 年度	
	金 額（百万円）	構成比（％）	金 額（百万円）	構成比（％）
国 債	—	—	—	—
社 債	1,480	86.0	1,595	86.9
株 式	8	0.5	8	0.5
外 国 証 券	132	7.7	131	7.2
投 資 信 託	100	5.8	100	5.4
合 計	1,721	100.0	1,836	100.0

（注）金銭の信託、商品有価証券については、該当ございません。

◎有価証券の種類別・残存期間別残高

（単位：百万円）

	令和 5 年度						令和 6 年度					
	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超	期間の 定めなし	合 計	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超	期間の 定めなし	合 計
国 債	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
社 債	—	404	195	870	—	1,470	—	496	188	861	—	1,547
株 式	—	—	—	—	8	8	—	—	—	—	8	8
外国証券	—	30	97	—	—	127	—	124	—	—	—	124
投資信託	—	—	—	—	100	100	—	—	—	—	90	90
合 計	—	434	292	870	108	1,707	—	621	188	861	99	1,771

◎有価証券の時価情報

〔満期保有目的の債券で時価のあるもの〕

満期保有目的の債券で時価のあるものは保有しておりません。

〔その他有価証券で時価のあるもの〕

（単位：百万円）

	令和 5 年度					令和 6 年度				
	取得原価又は 帳簿価格	貸借対照表 計 上 額	評価差額	うち益	うち損	取得原価又は 帳簿価格	貸借対照表 計 上 額	評価差額	うち益	うち損
国 債	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
社 債	1,495	1,470	△ 25	10	△ 35	1,595	1,547	△ 48	4	△ 44
外国証券	132	127	△ 4	0	△ 4	131	124	△ 6	0	△ 6
投資信託	100	100	0	0	0	100	90	△ 9	0	△ 9
合 計	1,727	1,698	△ 29	10	△ 39	1,827	17,625	△ 65	4	△ 60

注）時価は、期末日における市場価格等に基づいております。

〔売買目的有価証券及び子会社・子法人等株式〕

保有目的区分が「売買目的有価証券」及び「子会社・子法人等株式」は保有しておりません。

〔時価のない有価証券の内容及び貸借対照表計上額〕

その他有価証券で時価のないものの貸借対照表計上額は、株式で令和元年度42百万円、令和 2 年度45百万円であります。

また、満期保有目的の債券で時価のないものは、保有しておりません。

リスク管理債権及び同債権に対する保全額 (単位：千円、%)

区 分		残 高 (A)	担保・保証等 (B)	貸倒引当金 (C)	保全率 (%) (B + C) / A
破 綻 先 債 権	令和 5 年度	54,682	57	54,625	100.00
	令和 6 年度	65,165	73	65,091	100.00
延 滞 債 権	令和 5 年度	—	—	—	—
	令和 6 年度	183,478	16,894	166,584	100.00
3 ヶ 月 以 上 延 滞 債 権	令和 5 年度	—	—	—	—
	令和 6 年度	—	—	—	—
貸 出 条 件 緩 和 債 権	令和 5 年度	267,857	36,684	10,056	17.44
	令和 6 年度	35,363	13,520	6,340	56.16
合 計	令和 5 年度	322,540	36,741	64,682	31.44
	令和 6 年度	284,006	30,488	238,015	94.54

- (注) 1. 「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税施行令第96条第1項第3号の①会社更生の規定による更生手続開始の申立てがあった債務者、②民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった債務者、③破産法の規定による破産の申立てがあった債務者、④商法の規定による整理開始又は特別清算開始の申立てがあった債務者、⑤手形交換所において取引停止処分を受けた債務者、等に対する貸出金であり、自己査定における債務者区分が破綻先に対する貸出金です。
2. 「延滞債権」とは、上記 1. および債務者の経営再建又は支援（以下「経営再建等」という。）を図ることを目的として利息の支払を猶予したものの以外の未収利息不計上貸出金であり、自己査定における債務者区分が実質破綻先及び破綻懸念先に対する貸出金です。
3. 「3 ヶ月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3 ヶ月以上延滞している貸出金（上記 1. および 2. を除く）であり、自己査定における債務者区分が要注意先に対する貸出金の一部です。
4. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金（上記 1. ～ 3. を除く）であり、自己査定における債務者区分が要注意先に対する貸出金の一部です。
5. 「担保・保証等（B）」は、自己査定に基づく担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額です。
6. 「貸倒引当金（C）」は、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引当てた金額を記載しており、リスク管理債権以外の貸出金等に対する貸倒引当金は含まれておりません。

金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額 (単位：千円、%)

区 分	年 度	債 権 額 (A)	担保・保証等 (B)	貸倒引当金 (C)	保 全 額 (D) = (B + C)	保 全 率 (D / A)	貸倒引当金引当率 (C / (A - B))
破 産 更 正 債 権 及 び これらに準ずる債権	令和 5 年度	54,682	57	54,625	54,682	100.00	100.00
	令和 6 年度	65,165	73	65,091	65,165	100.00	100.00
危 険 債 権	令和 5 年度	—	—	—	—	—	—
	令和 6 年度	183,478	16,894	166,584	183,478	100.00	100.00
要 管 理 債 権	令和 5 年度	267,857	36,684	10,056	46,740	17.44	4.34
	令和 6 年度	35,363	13,520	6,340	19,860	56.16	29.02
不 良 債 権 計	令和 5 年度	322,540	36,741	64,682	101,422	31.44	22.63
	令和 6 年度	284,006	30,488	238,015	268,503	94.54	93.88
正 常 債 権	令和 5 年度	9,238,761					
	令和 6 年度	8,842,689					
合 計	令和 5 年度	9,561,301					
	令和 6 年度	9,126,696					

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産、会社更生、再生手続き等の事由により経営破たんに陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であり、自己査定における債務者区分が破綻先及び実質破綻先に対する債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破たんの状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取ができない可能性の高い債権であり、自己査定における債務者区分が破綻懸念先に対する債権です。
3. 「要管理債権」とは、「3 ヶ月以上延滞債権」及び「条件緩和債権」に該当する債権であり、自己査定における債務者区分が要注意先に対する債権の一部です。
4. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に問題がない債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権であり、自己査定における債務者区分が要注意先債権に対する債権のうち、要管理債権以外の債権及び正常先に対する債権です。
5. 「担保・保証等（B）」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
6. 「貸倒引当金（C）」は、「正常債権」に対する一般貸倒引当金を控除した貸倒引当金です。

令和 6 年度自己査定との相関図 (単位：百万円)		
自己査定区分	リスク管理債権	金融再生法に基づく開示債権
破綻先 65	破綻先債権 65	破産更生債権及びこれらに準ずる債権 65
実質破綻先 183	延滞債権 183	危険債権 183
破綻懸念先 0	3 ヶ月以上延滞債権 0	要管理債権 35
要管理先 71	貸出条件緩和債権 35	
その他の要注意先 3,135		正常債権 8,842
正常先 5,668		
非区分 0		

■自己資本の充実の状況

1. 自己資本の構成に関する開示事項

(単位：千円)

項 目	令和5年度	令和6年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定又は会員勘定の額	1,239,094	1,133,784
うち、出資金及び資本剰余金の額	456,244	421,875
うち、利益剰余金の額	791,008	718,745
うち、外部流失予定額 (△)	8,159	6,836
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	10,792	6,950
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	10,792	6,950
適格旧資本調達手段のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	—	—
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	—	—
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	—	—
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払い年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関の対象普通出資等の額	—	—
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	—	—
自己資本		
自己資本の額 (イーロ) (ハ)	1,249,886	1,140,734
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	9,937,193	9,145,750
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	—
うち、他の金融機関向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額		
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額		366,896
勘定間の振替分		—
信用リスク・アセット調整額	—	
フロア調整額		—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	349,979	
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	10,332,173	9,512,646
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ) / (二))	12.09%	11.99%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定の基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産に照らし、自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準 (平成18年金融庁告示第22号)」に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準を採用しております。

■自己資本の充実の状況

2. 定量的な開示事項

(1) 自己資本の充実度に関する事項

(単位：千円)

区 分	令和5年度		令和6年度	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	9,937,171	397,486	9,145,750	365,830
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	9,937,171	397,486	9,145,750	365,830
(i) ソブリン向け	—	—	—	—
(ii) 金融機関向け	994,485	39,779	1,428,035	57,121
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け			—	—
(iii) カバード・ボンド向け			—	—
(iv) 法人等向け	5,064,603	202,584	4,114,578	164,583
(v) 中小企業・個人向け	412,525	16,501		
(vi) 中堅中小企業等・個人向け			1,913,924	76,556
トランザクター向け			—	—
(vii) 抵当権付住宅ローン	775,512	31,020		
(viii) 不動産取得等事業向け	340,824	13,632		
(ix) 不動産関連向け			1,459,696	58,387
自己居住用不動産等向け			884,227	35,369
賃貸用不動産向け			448,590	17,943
事業用不動産向け			126,879	5,075
その他不動産関連向け			—	—
A D C 向け			—	—
(x) 劣後債権及びその他資本性証券等			—	—
(xi) 三月以上延滞等	28	1		
(xii) 延滞等向け			8,491	339
(x iii) 自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞			—	—
(x iv) 出資等	310	12		
出資等のエクスポージャー	310	12		
重要な出資のエクスポージャー	—	—		

(x v) 株式等			—	—
(x vi) 重要な出資のエクスポージャー			—	—
(x vii) 他の金融機関の対象資本等調達手段のうち、対象普通出資等及びその他外部T L A C 関連調達手段に該当するものの以外のもにに係るエクスポージャー	—	—	—	—
(x viii) 信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	82,000	3,280	82,000	3,280
(x ix) その他	2,266,884	90,675	139,026	5,561
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—	—
ルック・スルー方式	—	—	—	—
マンドート方式	—	—	—	—
蓋然性方式 (250%)	—	—	—	—
蓋然性方式 (400%)	—	—	—	—
フォールバック方式 (1250%)	—	—	—	—
④未決済取引			—	—
⑤他の金融機関の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑥C V A リスク相当額を八パーセントで除して得た額 (簡便法)	—	—	—	—
⑦中央清算期間関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	394,979	15,799	366,896	14,675
B I			244,597	
B I C			29,351	
ハ. 単体総所要自己資本額 (イ+ロ)	10,332,150	413,286	9,512,646	380,505

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセットの額×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。

3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門（当該国内においてソブリン扱いになっているもの）、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、信用保証協会等のことです。

4. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3 ヶ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

5. 「延滞等」とは、次の事象が生じたエクスポージャーのことです。

①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。

②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと

③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること

6. 「その他」とは、(i)～(x viii)に区分されないエクスポージャーです、具体的には、有形・無形固定資産、繰延税金資産等が含まれます。

7. 当組合では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。

8. オペレーショナル・リスクは、当組合は基礎的手法を採用しています（令和5年度計数）。

[{粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）×15%}÷（直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数）]÷8%

9. 当組合は、標準的計測手法かつI L Mを「1」としてオペレーショナル・リスク相当額を算定しております（令和6年度計数）。

10. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

■自己資本の充実の状況

(2) 信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）

イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高（地域別・業種別・残存期間別）

（単位：百万円）

区 分		信用リスクエクスポージャーの期末残高								三月以上 延滞エク スポージャー	延滞エク スポージャー
				貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債 券		デリバティブ取引			
		5年度	6年度	5年度	6年度	5年度	6年度	5年度	6年度		
国 内		17,647	16,730	9,495	8,876	1,575	1,646	6,577	6,207	54	248
国 外		132	124	—	—	132	124	—	—	—	—
地 域 別 合 計		17,779	16,854	9,495	8,876	1,707	1,771	6,577	6,207	54	248
製 造 業		696	622	496	425	200	197	—	—	—	—
農 業 、 林 業		230	83	230	83	—	—	—	—	—	183
漁 業		52	50	52	50	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建 設 業		679	673	679	673	—	—	—	—	53	52
電気、ガス、熱供給、水道業		2,108	1,875	1,709	1,489	399	386	—	—	—	—
情 報 通 信 業		102	100	—	—	102	100	—	—	—	—
運 輸 業、 郵 便 業		181	167	78	66	103	101	—	—	—	—
卸 売 業、 小 売 業		749	620	462	435	287	185	—	—	—	12
金 融 業、 保 険 業		6,612	6,276	—	-	427	419	6,185	5,857	—	—
不 動 産 業		1,105	1,057	918	870	187	187	—	—	—	—
物 品 賃 貸 業		46	92	46	92	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス		13	9	13	9	—	—	—	—	—	—
宿 泊 業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
飲 食 業		319	302	319	302	—	—	—	—	—	—
生活関連サービス業、娯楽業		107	62	107	62	—	—	—	—	—	—
教 育、 学 習 支 援 業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医 療 、 福 祉		85	210	85	107	—	103	—	—	—	—
そ の 他 の サ ー ビ ス		183	161	183	161	—	—	—	—	—	—
そ の 他 の 産 業		321	279	321	279	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体等		—	90	—	—	—	90	—	—	—	—
個 人		3,795	3,771	3,795	371	—	—	—	—	1	1
そ の 他		392	350	—	—	—	—	392	350	—	—
業 種 別 合 計		17,779	16,854	9,495	8,876	1,707	1,771	6,577	6,207	54	248
1 年 以 下		12,791	11,522	6,491	5,936	—	230	6,300	5,356		
1 年 超 3 年 以 下		1,037	1,384	804	1,284	233	100	—	—		
3 年 超 5 年 以 下		1,075	1,756	873	966	202	290	—	500		
5 年 超 7 年 以 下		633	439	536	346	97	93	—	—		
7 年 超 1 0 年 以 下		814	388	618	293	195	95	—	—		
1 0 年 超		1,015	867	145	6	870	861	—	—		
期間の定めのないもの		218	226	27	45	108	99	82	82		
そ の 他		195	269	—	—	—	—	195	269		
残 存 期 間 別 合 計		17,779	16,854	9,495	8,876	1,707	1,771	6,577	6,207		

- (注) 1. 「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高のほか、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。なお、デリバティブ取引はありません。
2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞しているエクスポージャーのことです。
3. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
- ①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
 - ③3ヵ月以上限度額を超過した当座貸越であること
4. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分・期間区分などに分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金、預け金、有形固定資産等の資産や宗教法人、社団等が含まれます。
5. CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
6. 業種区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

■自己資本の充実の状況

ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	令和5年度	2	10	—	2	10
	令和6年度	10	6	—	10	6
個別貸倒引当金	令和5年度	57	55	0	57	55
	令和6年度	55	232	—	55	232
合 計	令和5年度	59	66	0	59	66
	令和6年度	66	239	—	66	239

ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位：百万円)

	個 別 貸 倒 引 当 金								貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額		期末残高			
	5 年度	6 年度	5 年度	6 年度	5 年度	6 年度	5 年度	6 年度	5 年度	6 年度
建 設 業	21	20	20	19	21	20	20	19	－	－
農 業 、 林 業	－	－	－	166	－	－	－	166	－	－
卸 売 業、 小 売 業	－	－	－	12	－	－	－	12	－	－
個 人	35	34	34	32	35	34	34	32	－	－
そ の 他	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
合 計	56	55	55	231	56	55	55	231	－	－

(注) 1. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

二. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

(単位：百万円)

	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重 平均値（%）
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	信用リスク・ア セットの額	
	2024年度					
現金	267		267		0	0%
我が国の中央政府及び中央銀行向け	99		99		0	0%
外国の中央政府及び中央銀行向け						
国際決済銀行等向け						
我が国の地方公共団体向け						
外国の中央政府等以外の公共部門向け						
国際開発銀行向け						
地方公共団体金融機構向け						
我が国の政府関係機関向け						
地方三公社向け						
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	6,194		6,194		1,428	23%
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け						
カバード・ボンド向け						
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	4,619		4,619		4,114	89%
特定貸付債権向け						
中堅中小企業等向け及び個人向け	2,120		2,120		1,913	90%
トランザクター向け						
不動産関連向け	3,100		3,100		1,459	47%
自己居住用不動産等向け	2,237		2,237		884	39%
賃貸用不動産向け	685		685		448	65%
事業用不動産関連向け	177		177		126	71%
その他不動産関連向け						
A D C 向け						
劣後債権及びその他資本性証券等						
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	248		248		8	3%
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞						
取立未済手形						
信用保証協会等による保証付	382		382		37	9%
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付						
株式等						
合 計					8,962	

(注) 1. 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については記載していません。

2. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目 (%) のことです。

3. 「リスク・ウェイトの加重平均値 (%)」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

ホ. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳 (単位: 百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額（ＣＣＦ・信用リスク削減効果適用後）																
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.5%	
	2024年度																
現金	267																
我が国の中央政府及び中央銀行向け	99																
外国の中央政府及び中央銀行向け																	
国際決済銀行等向け																	
我が国の地方公共団体向け																	
外国の中央政府等以外の公共部門向け																	
国際開発銀行向け																	
地方公共団体金融機構向け																	
我が国の政府関係機関向け																	
地方三公社向け																	
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け				5,990													
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け																	
カバード・ボンド向け																	
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）				497													
特定貸付債権向け																	
中堅中小企業等向け及び個人向け																	
トランザクター向け																	
不動産関連向け				57	36	761		72		703		62	751		122		
自己居住用不動産等向け				57	36	688				703			751				
賃貸用不動産向け						72		72				62			122		
事業用不動産関連向け																	
その他不動産関連向け																	
A D C 向け																	
劣後債権及びその他資本性証券等																	
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）													248				
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞																	
取立未済手形																	
信用保証協会等による保証付	2	379															
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付																	
株式等																	
合 計	368	379		6,545	36	761		72		703		62	999		122		

(単位：百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額（ＣＣＦ・信用リスク削減効果適用後）																
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他	合計	
	2024年度																
現金																267	
我が国の中央政府及び中央銀行向け																99	
外国の中央政府及び中央銀行向け																	
国際決済銀行等向け																	
我が国の地方公共団体向け																	
外国の中央政府等以外の公共部門向け																	
国際開発銀行向け																	
地方公共団体金融機構向け																	
我が国の政府関係機関向け																	
地方三公社向け																	
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け													204			6,194	
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け																	
カバード・ボンド向け																	
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）												898	4			1,400	
特定貸付債権向け																	
中堅中小企業等向け及び個人向け		566		3,172			1,600									5,339	
トランザクター向け																	
不動産関連向け	40	411							137							3,156	
自己居住用不動産等向け																2,237	
賃貸用不動産向け		411														741	
事業用不動産関連向け	40								137							177	
その他不動産関連向け																	
A D C 向け																	
劣後債権及びその他資本性証券等																	
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）																248	
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞																	
取立未済手形																	
信用保証協会等による保証付																382	
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付																	
株式等																	
合 計	40	978		3,172			1,600		137			898	208			17,087	

(注) 最終化したバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については記載しておりません。

告示で定めるリスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額	
	令和5年度	
	格付適用あり	格付適用無し
0%	-	296
10%	-	455
20%	630	6,189
35%	-	2,215
50%	-	54
75%	-	643
100%	-	6,353
150%	898	-
250%	100	-
1250%	-	-
合 計	1,628	16,205

(注) 1. 格付は、適格格付機関が付与しているものに限りです。

2. エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。

3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、C V Aリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

令和6年度				
告示で定めるリスク・ウェイト区分 (%)	C C F・信用リスク削減効果適用前		C C Fの加重平均値 (%)	資産の額及び与信相当額の 合計額 (C C F・信用リス ク削減効果適用後)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		
40%未満	8,161			8,161
40%～70%	1,926			1,926
75%	978			978
80%				
85%	3,172			3,172
90%～100%	1,600			1,600
105%～130%	137			137
150%	898			898
250%	208			208
400%				
1,250%				
その他				
合 計	17,087			17,087

(注) 1. 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載しておりません。

2. 「C C Fの加重平均値(%)」とは、C C Fを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額をC C F・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して計算した値のことです。

(3) 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

信用リスク削減手法 ポートフォリオ	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
	5年度	6年度	5年度	6年度	5年度	6年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	263		—	—	—	—

(注) 1. 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

2. 上記「保証」には、告示(平成18年金融庁告示第22号)第45条(信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー)、第46条(株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクスポージャー)を含みません。

■自己資本の充実の状況

(4) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項 …… 該当なし。

(5) 証券化エクスポージャーに関する事項 …… 該当なし。

(6) 出資等又は株式等エクスポージャー（以下「出資等」という）に関する事項

イ. 貸借対照表計上額及び時価等 (単位：百万円)

区 分	令和5年度		令和6年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	—	—	—	—
非上場株式等	109	109	99	99

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格に基づき、市場価格のないものは簿価により計上しております。
2. 投資信託等の複数の資産を裏付とするエクスポージャー（いわゆるファンド）のうち、上場・非上場の確認が困難なエクスポージャーについては、非上場株式等に含め記載しております。

ロ. 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額 …… 該当なし。

ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度
評 価 損 益	▲29	▲65

(注) 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額とは、「その他有価証券」の時価評価損益です。

二. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額 …… 該当なし。

(注) 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額とは、「子会社株式及び関連会社株式」の評価損益です。

(7) リスクウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項 …… 該当なし。

(8) 金利リスクに関する事項

銀行勘定の金利リスク（通称：IRRBB）(単位：百万円)

項番		ΔEVE（経済価値の変動）		ΔNII（期間収益の変動）	
		令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
1	上方パラレルシフト	287	292	0	0
2	下方パラレルシフト	0	0	9	8
3	ス テ ィ ー プ 化	263	276		
4	フ ラ ッ ト 化				
5	短 期 金 利 上 昇				
6	短 期 金 利 低 下				
7	最 大 値	287	292	9	8
8	自 己 資 本 の 額	1,249	1,140		

注) 1. 金利リスクの算定手法の概要等は、貸借対照表の注記に記載しております。

2. 「金利リスクに関する事項」については、平成31年金融庁告示第3号（平成31年2月18日）による改正を受け、平成31年3月末からΔEVEを開示しております。

※ΔEVEとは、IRRBBのうち金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測され、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。

※ΔNIIとは、IRRBBのうち金利ショックに対する算出基準日から12ヶ月を経過する日までの間の金利収益の減少として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。

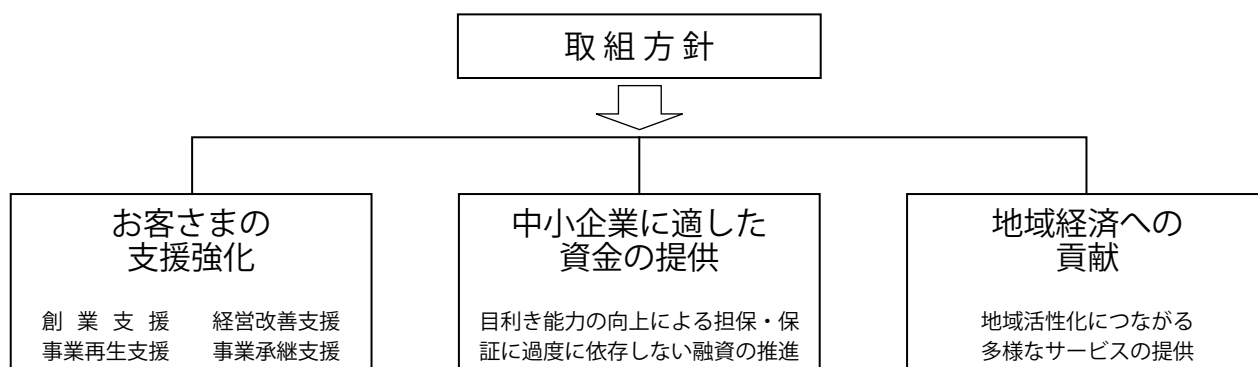
3. 開示告示に基づく定量的開示の対象となるΔEVE※に関する事項は以下のとおりです。

- (1) 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。
- (2) 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
- (3) 流動性預金への満期の割り当て方法は、金融庁が定める保守的な前提を用いています。
- (4) 固定金利貸出の期限前償還および定期預金の期限前解約は、金融庁が定める保守的な前提を用いています。
- (5) IRRBBの算出にあたり、通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。
- (6) IRRBBの算出にあたり、割引金利にスプレッドを考慮していません。
- (7) 内部モデルは使用していません。
- (8) 全事業年度末の開示からの変動に関しては開示初年度であるため記載していません。
- (9) 自己資本比率や有価証券の含み損益、その他の指標等を鑑みて、健全性については問題ありません。

4. ΔEVE以外の金利リスクを計測する場合の金利ショックについては、パーセンタイル値を用いて算出しています。

地域密着型金融の取り組み

当組合はお客さまとのフェイス・トゥ・フェイスを重視し、財務諸表に表れない経営者の人柄、技術力、販売力など、中小零細企業の経営実態に努めております。こうした活動を通じ、本部と営業店が一体となってお客さまの経営支援に取り組んでおります。



■経営支援

コンサルティング機能の発揮が求められる中、定期的かつ継続した訪問活動を通じてお取引先の経営実態を把握し、経営課題などの相談に親身になって対応しております。また、お取引先の経営課題を発掘し、経営改善計画の策定支援や中小企業診断士など専門家の紹介、中小企業の事業承継促進へ向け、R6年3月長崎県と県内12金融機関、及び4つの支援機関（中小企業活性化協議会、事業承継引継センター）と協定を締結してまいりました。

■外部機関等との連携

ベンチャー起業家の育成と地域経済の健全な発展に寄与することを目的として、五島市商工観光課、福江商工会議所、五島市商工会等と連携を深め、中小企業者の育成、支援をお手伝いしております。

また、創業支援、農商工連携、中小企業者及び農林水産業者の振興を目的に27年6月、日本政策金融公庫長崎支店と業務連携の契約を交わしました。経営支援に関する情報やノウハウの共有、協調融資、創業・経営支援セミナーへの協賛など、地域経済の活性化に努めてまいります。

■目利き能力の向上・人材育成

当組合は中小零細企業の技術力や販売力、また将来性等を的確に評価できる能力を向上させるため、目利きのできる人材の育成に積極的に取り組んでおります。その一環として、九州地区信用組合協議会等主催の研修に計画的に職員を参加させております。

- ・目利き（財務・企業分析基礎）研修
- ・融資審査診断士育成研修
- ・企業再生支援研修
- ・リスク管理研修
- ・企業支援ランクアップ研修
- ・渉外管理者レベルアップ研修
- ・経営革新等認定支援機関向け研修
- ・他金融機関への職員トレーニング参加 など

■次世代に向けての取り組み

次世代を担う子供達の金融経済教育支援の一環として「ALL長崎金融リテラシー向上プロジェクト推進協議会」に参画し、教育面においても積極的に関与しております。

■中小企業の経営の改善および地域の活性化のための取り組み状況

平成21年12月に施行された「中小企業金融円滑化法」は平成25年3月末で終了しましたが、当組合は中小零細企業や住宅ローンをご利用いただいているお客さまからの貸付条件の変更等や円滑な資金供給といったご要望に、引き続ききめ細やかな対応を継続する中で、コンサルティング機能の一層の発揮等による経営支援の強化に取り組んでおります。

当組合では、お取引先に対するコンサルティング機能を発揮するうえで最も重要なことは、お客さまとの信頼関係を築くことであると考え、定期的かつ継続した訪問活動等によりお客さまとの親密な関係を築くことに重点を置き活動しております。

こうした活動を通じてお客さまの経営実態を把握し、抱えておられる経営課題等の相談に親身になって対応できるように心がけております。さらに経営改善計画の策定支援や中小企業診断士など専門家の紹介、中小企業再生支援協議会の活用等お客さまにとって最善のアドバイスを行うことに注力しております。今後も「地元のお金は地元へ還元する」をモットーに、お客さまの金融円滑化を通じて地域貢献に取り組んでまいります。

■苦情処理措置・紛争解決措置について

金融に関するトラブルの早期解決を図る制度として裁判外紛争解決制度（金融ADR、Alternative Dispute Resolution）が導入され、平成22年10月から指定紛争解決機関との契約締結が義務付けられています。

当組合では、この制度を踏まえ苦情処理措置及び紛争解決措置を設け、金融トラブルへの迅速・公平・適切な対応を図り、信頼の向上に努めております。

●苦情処理措置

ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問合せは、お取引のある営業店にお申し出ください。

— 福江信用組合 —

電話番号：0959-72-4181

受付日：月曜日～金曜日（土曜日、日曜日、祝日および組合の休業日は除く）

受付時間：午前9時～午後5時

●紛争解決措置

弁護士等による紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、一般社団法人全国信用組合中央協会しんくみ相談所までお申し出ください。

また、下記の各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。

— 一般社団法人全国信用組合中央協会 しんくみ相談所 —

電話番号：03-3567-2456

受付日：月曜日～金曜日（土曜日、日曜日、祝日および協会の休業日は除く）

受付時間：午前9時～午後5時

住所：〒104-0031 東京都中央区京橋 1-9-1（全国信用組合会館内）

— 弁護士会 —

東京弁護士会 紛争解決センター（電話：03-3581-0031）

第一東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3595-8588）

第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3581-2249）

仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続きを進める方法があります。

- ① 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。

例えば、長崎弁護士会の仲裁センターに事件を移管し、以後の手続きを当該弁護士会の仲裁センターで進めることができます。

- ② 現地調停：東京の弁護士会の幹旋人と東京以外の弁護士会の幹旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。

例えば、長崎弁護士会の仲裁センターにお越しいただき、当該弁護士会の幹旋人とは面談で東京の弁護士会の幹旋人とはテレビ会議システム等を通じてお話しただくことにより、手続きを進めることができます。

※ 移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施しているわけではありませんのでご注意ください。

具体的な内容は仲裁センター等にご照会ください。

キャッシュコーナーや窓口での犯罪防止の取り組み

当組合では、近年、偽造カードによる不正払い戻し等、多発している犯罪からお客様の大切なご預金をお守りするため、下記のような対策に取り組んでいます。

●カード紛失受付センターへの加入

通常日のカード紛失等については営業店窓口で受け付けておりますが、時間外や休日の通帳・カードの盗難・紛失等の電話受付は、当組合営業店の留守番電話を通じて、カード紛失受付センターで終日対応しております。

	電 話 番 号	受 付 時 間
カード紛失受付センター（信組情報サービス㈱）	047-498-0151	時間外及び休日の場合、センターで24時間受付
営業店（本店）	0959-72-4181	営業時間中は営業店で受け付けます。時間外や休日の場合は、営業店の留守番電話にて上記センターへの連絡をお願いしております。
営業店（奈留出張所）	0959-64-2063	

●ご利用限度額の制限

当組合及び提携他行でのお引出し	1口座1日あたり100万円まで
-----------------	-----------------

※対象は普通預金及びカードローンカードです。

※限度額はお客様のご希望により、300万円以内（10万円単位）で変更することができます。窓口へお申込みください。

●暗証番号、カードおよびカードご利用明細書の管理について

- ・暗証番号は、生年月日等の他人に推測されやすい番号以外をお選びください。
- ・カードは、ご本人であることを示す各種資料（運転免許証、パスポート、健康保険証など）とは別に保管されるようお願いいたします。
- ・カードご利用明細書をキャッシュコーナーに置き忘れないようにご注意ください。

※類推されやすい番号を設定の方はＡＴＭによる暗証番号変更をお勧めします。手数料等は不要です。

キャッシュカードおよび通帳などの偽造・盗難被害等に対する補償の取り組み

当組合では、「偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律」（預金者保護法）に対応し、ＡＴＭや窓口での不正な引き出しに対するお客様の被害額の補償を実施しています。

カード・通帳		補償となる被害	補償の対象となる取引		
			お客様に過失がない場合	お客様に過失がある場合	お客様に重大な過失がある場合
個人	キャッシュカード及び カードローンカード	偽造	被害額全額補償	被害額全額補償	補償なし
		盗難		被害額の75%補償	
共通	普通預金・貯蓄預金通帳	盗難	カード被害に準じて補償。ただし、お客様の過失により補償できない場合があります。		

(注) 1. 個人のキャッシュカードは預金者保護法による補償内容です。過失については下記をご参照下さい。

2. その他、法人カードやローンカードの偽造・盗難、法人通帳の盗難、デビットカード利用における被害については、当組合が加入している保険に基づいて被害補償に対応します。

1. お客様の重大な過失となりうる場合

重大な過失となりうる場合とは、「故意」と同視しうる程度に注意義務に著しく違反する場合であり、その事例は、典型的には以下のとおりです。

- (1)本人が他人に暗証番号を知らせた場合 (2)本人が暗証番号をキャッシュカード上に書き記していた場合
(3)本人が他人にキャッシュカードを渡した場合 (4)その他本人に(1)から(3)までの場合と同程度の著しい注意義務違反があると認められる場合

2. お客様の過失となりうる場合

(1)次の①または②に該当する場合

①当組合から生年月日等の類推されやすい暗証番号から別の番号に変更するよう個別的、具体的、複数回にわたる働きかけが行われたにもかかわらず、生年月日、自宅の住所・地番・電話番号、勤務先の電話番号、自動車などのナンバーを暗証番号にしていた場合で、かつキャッシュカードをそれらの暗証番号を推測させる書類等（免許証、健康保険証、パスポートなど）とともに携行・保管していた場合

②暗証番号を容易に第三者が認知できるような形でメモなどに書き記し、かつ、キャッシュカードとともに携行・保管していた場合

(2)上記(1)のほか、次の①のいずれかに該当し、かつ、②のいずれかに該当する場合で、これらの事由が相まって被害が発生したと認められる場合

①暗証番号の管理

ア. 当組合から生年月日等の類推されやすい暗証番号から別の番号に変更するように個別的、具体的、複数回にわたる働きかけが行われたにもかかわらず、生年月日、自宅の住所・地番・電話番号、勤務先の電話番号、自動車などのナンバーを暗証番号にしていた場合

イ. 暗証番号をロッカー、貴重品ボックス、携帯電話など当組合の取引以外で使用する暗証番号としても使用していた場合。

②キャッシュカードの管理

ア. キャッシュカードを入れた財布などを自動車内など他人の目につきやすい場所に放置するなど、第三者に容易に奪われる状態においた場合

イ. 酔い等により通常の注意義務を果たせなくなるなど、キャッシュカードを容易に他人に奪われる状況においた場合

(3)その他上記(1)、(2)の場合と同程度の注意義務違反があると認められる場合

取引時確認のお願い

マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与を防止するため、犯罪収益移転防止法（犯罪による収益の移転防止に関する法律）に基づき本人確認を実施しております。さらに同法の改正により取引を行う目的や職業・事業内容などについてもあわせて確認（取引時確認）を行っています。これらの確認は、新規のお客さまに限らず、既取引先の方も対象ですので、ご理解とご協力をお願いいたします。

■取引時確認（お客さまへの確認が必要な主な取引

- 口座開設
 - 10万円を超える現金振込、持参人払式小切手による現金の受け取り
 - 200万円を超える現金の入出金
 - 融資取引 など
- ※これらの取引以外にも、お客さまに確認させていただく場合があります。

■確認させていただく事項

	確認事項	主な確認書類
個人の場合	氏 名・住 所・生 年 月 日	運転免許証、マイナンバーカード（個人番号カード）、健康保険証、国民年金手帳、旅券（パスポート）、在留カード、特別永住者証明書 など ※ご本人以外の方が来店された場合は、ご本人とご来店された方について確認書類で確認させていただくほか、住民票等によりご本人との関係（ご本人のために取引を行っていること）を確認させていただきます。
	職 業・取 引 を 行 う 目 的	窓口等でお客さまの申告により確認させていただきます。
法人の場合	名 称・本 店 ま た は 主 たる 事 務 所 の 所 在 地	登記事項証明書、印鑑登録証明書（名称、本店または主たる事務所の所在地の記載のあるもの）など
	来 店 さ れ た 方 の 氏 名・住 所・生 年 月 日 等	運転免許証、マイナンバーカード（個人番号カード）、健康保険証、国民年金手帳、旅券（パスポート）、在留カード、特別永住者証明書 など ※上記の確認書類のほか、社員証等により法人のお客さまのために取引を行っていることを確認させていただきます。
	事 業 の 内 容	定款、登記事項証明書 など
	取 引 を 行 う 目 的	窓口等でお客さまの申告により確認させていただきます。
	実 質 的 支 配 者 の 確 認	窓口等で法人のお客さまの事業経営を実質的に支配することが可能となる関係にある個人の方（実質的支配者）の氏名、住所、生年月日などを申告により確認させていただきます。

※有効期限のある書類は、提示または送付を受ける日において有効である必要があります。有効期限のない書類は、提示または送付を受ける日の前6か月以内に作成されたものに限定させていただきます。

■ハイリスク取引

なりすましが疑われる取引など、マネー・ローンダリングのリスクが高い一定の取引は、ハイリスク取引に区分され、確認方法が異なります。また、当該取引が200万円を超える財産の移転をともなう場合には「資産および収入の状況」についても確認させていただきます。

【主なハイリスク取引】

- 過去の契約の際に確認した顧客等または代表者等になりすましている疑いがある取引
- 過去の契約時の確認の際に確認事項を偽っていた疑いがある顧客等との取引
- 特定の国に居住、所在する者との取引 など

マイナンバーの取扱い

平成28年1月から運用が始まったマイナンバー制度は、平成30年1月から届出対象が広がり、新規・既存を問わず預金等のみの場合でも個人番号や法人番号の届出を依頼しています。届出には必要な取引と任意の取引がありますが、いずれの場合でもご協力をお願いします。重要な個人情報であることから十分な安全管理措置を設けて取り扱いをしています。

●個人の方で必要となる主な取引

- ・ マル優、マル特で取り扱う非課税預金
- ・ 国債などの証券取引
- ・ 財形住宅、財形年金で取り扱う非課税預金
- ・ 外国送金や受け取り など

コンプライアンス（法令等遵守）について

コンプライアンスとは、企業倫理を確立し法令やルール（内部規程等）を厳正に遵守するとともに、社会規範を全うすることをいいます。

当組合は、地域における協同組織金融機関として、中小零細企業者および勤労者の資金の円滑化、ならびに組合員の経済的地位の向上に貢献することを目的とし、ひいては地域社会の発展のために尽力する使命を負っています。一般企業に比し、より高い公共的使命をもっていることから、それに対応して社会的責任を負うことが求められております。

そのため当組合では、これまで自らの使命を自覚し、職務を公正に行い、社会の信頼の維持・向上に努めてきましたが、金融機関を取り巻く情勢などを考えると、企業倫理の確立および法令やルールの厳格な遵守、すなわちコンプライアンスを組織全体に浸透させ、不祥事の防止を図るとともに、反社会的勢力の排除に向けての取組をより強化する必要があります。

●基本方針

当組合は、コンプライアンス（法令等遵守）を経営の最重要課題の一つとして掲げ、「社会的責任」と「公共的使命」を柱とした企業倫理を確立し、コンプライアンス態勢を構築しております。

コンプライアンスは「金融機関の信用を確保するというリスクの管理」であり、内部的には「内部統制を基盤としたリスク管理」です。

当組合は、全ての役職員に対して、内部管理の重要性を強調・明示し、コンプライアンスの維持・向上に不断の努力を行います。

●倫理綱領と行動規範

当組合は、企業倫理の確立を図り、社会的責任と公共使命を果たすことを目的として、『ふくしん倫理綱領』を制定し、役職員全員が企業倫理の確立と法令等遵守の精神をもって業務に取り組んでおります。

■ふくしん倫理綱領

1. 信用組合の社会的使命と公共性の自覚と責任

信用組合のもつ社会的責任と公共的使命を常に自覚し、責任ある健全な業務運営の遂行に努める。

2. キメ細かい金融等サービスの提供と地域社会発展への貢献

創意と工夫を活かした金融及び非金融サービスの提供等を通じて、地域社会の発展に貢献する。

3. 法令やルールの厳格な遵守と適正な業務運営

あらゆる法令やルールを厳守し、社会的規範に決して悖ることのない公正な業務運営を行う。

4. 反社会的勢力の排除

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力は、これを断固として排除する。

5. 経営の積極的ディスクロースとコミュニケーションの充実

経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図る。

■役職員の行動規範

1. 信頼の確保

- ・私たちは、良識をもって節度ある行動に努めます。
- ・私たちは、社会の一員として各種の法令や当組合内外の規則を遵守するとともに、その精神を理解し尊重します。
- ・私たちは、誠実に行動することにより信頼の確保に努めます。
- ・私たちは、お客様にとってよりよいサービスを提供するように、その時々にとりうる最大限の創意工夫をもって行動します。
- ・私たちは、常に注意深く厳正な事務を行います。
- ・私たちは、公私混同しません。

2. 利益相反行為等の禁止

- ・私たちは、信用組合の業務または職務上の地位を利用して私的な利益をはかる行為をしません。
- ・私たちは、社会常識を踏まえお客様との健全な関係を保ちます。

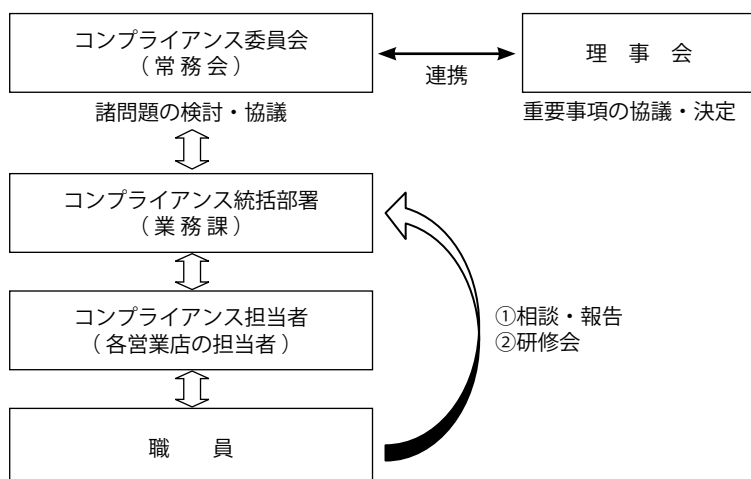
3. 情報管理

- ・私たちは、お客様に関する情報を厳正に管理します。
- ・私たちは、当組合内においても適切な情報管理に努めるとともに、他の役職員に対し、職務上必要な情報を迅速かつ的確に伝達し、組織としての効果的な業務遂行に努めます。

4. 職場規律

- ・私たちは、人種、国籍、信条、性別、年齢、出身地等に関係なく、全ての役職員一人ひとりを尊重し、働きやすい職場環境の確保に努めます。
- ・私たちは、服装や言葉づかい等基本的なマナーを守り、整理整頓を心がけ、秩序ある職場づくりに努めます。

●コンプライアンスの組織体制



■反社会的勢力との関係を遮断し、排除するための体制

- ① 反社会的勢力への対抗姿勢として、公共の信頼を維持し、業務の適切性・健全性を維持するために、「反社会的勢力に関する取引規定」「コンプライアンス・マニュアル」等を制定し、組織としての対応方針を明確にし、断固たる態度で反社会的勢力との関係を遮断・排除することとしております。
- ② 反社会的勢力に対する対応を統括する部署をコンプライアンス統括部署（業務課）に設け、組合内関係部門及び外部専門機関との協力体制を整備しております。
- ③ 理事及び職員は、反社会的勢力に対して常に注意を払うとともに、なんらかの関係を有してしまったときは、統括部署を中心に外部専門機関と連携し、速やかに関係を解消する体制を確立しております。

適切な勧誘・募集について

当組合では、金融商品に係る勧誘方針・保険募集指針を策定し店頭で公表しております。お客様に適正な勧誘を行い、保険の代理店業務についても適切な募集となるよう内容については適時見直しをしております。

■金融商品に係る勧誘方針

当組合は、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることといたします。

1. 当組合は、お客様の知識、経験、財産の状況および当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 金融商品の選択・購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当組合は、お客様に適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明を行い、十分理解していただくよう努めます。
3. 当組合は、誠実・公正な勧誘を心がけ、お客様に対し不確実なことを断定的に申しあげたり、事実でない情報を提供するなど、お客様の誤解を招くような勧誘は行いません。
4. 当組合は、良識を持った節度ある行動により、お客様の信頼の確保に努め、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
5. 当組合は、役職員に対する社内研修を実施し、金融商品に関する知識の充実に努めるとともに、適切な勧誘が行われるよう、内部管理態勢の強化に努めます。

金融商品の販売等に係る勧誘について、ご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの営業店または下記までお問い合わせ下さい。
本店業務課 電話：0959-72-4181 F A X：0959-72-4173

■保険募集指針

当組合は、以下の「保険募集指針」に基づき、適正な保険募集に努めてまいります。

1. 当組合は、保険業法をはじめとする関係法令等を遵守いたします。
万一、法令等に反する行為によりお客様に損害を与えてしまった場合には、募集代理店として販売責任を負います。
2. 当組合は、お客様に引受保険会社名をお知らせするとともに、保険契約を引受け、保険金等をお支払するのは保険会社であること、その他引受保険会社が破たんした場合等の保険契約に係るリスクについてお客様に適切な説明を行います。
3. 当組合は、取扱保険商品の中からお客様が適切に商品をお選びいただけるように情報を提供いたします。
4. 当組合が取扱う一部の商品につきましては、法令等により以下のとおりご加入いただけるお客様の範囲や保険金等に制限が課せられています。

(1)保険契約者・被保険者になる方が下記のいずれかに該当する場合は、当組合の組合員の方を除き、一部の保険商品をお取扱できません。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">①当組合から事業性資金の融資を受けている法人・その代表者・個人事業主等の方（以下、総称して「融資先法人等」といいます）②従業員が20名以下の「融資先法人等」の従業員・役員の方 |
|--|

(2)「上記(1)に該当する当組合の組合員の方」、「従業員が21名以上の融資先法人等の従業員・役員の方」を保険契約者とする一部の保険商品の契約につきましては、保険契約者一人あたりの通算保険金額その他の給付金合計額（以下「保険金額等」といいます）を、次の金額以下に限定させていただきます。

- ①生存または死亡に関する保険金額等：1,000万円
- ②疾病診断、要介護、入院、手術等に関する保険金額等
 - (a) 診断等給付金（一時金形式）：1 保険事故につき100万円
 - (b) 診断等給付金（年金形式）：月額換算5万円
 - (c) 疾病入院給付金：5 千円（特定の疾病に限られる保険は1万円）、合計1万円
 - (d) 疾病手術等給付金：1 保険事故につき20万円（特定の疾病に限られる保険は40万円）、合計40万円

※当組合では、現在、ローンに付随した火災保険商品のみを取扱い、生命保険、医療保険、ガン保険等の第三分野の保険商品はお取扱いしていません。

5. 当組合は、ご契約いただいた保険契約の内容や各種手続きの方法に関するご照会、お客様からの苦情・ご相談へのご対応等の契約締結後の業務にも適切に対応いたします。

なお、ご相談・照会・お手続きの内容によりましては、引受保険会社所定のご連絡窓口へご案内、又は保険会社と連携してご対応させていただきますこととございます。

6. 当組合は、保険募集時の面談内容等を記録し、保険期間が終了するまで適切に管理いたします。また、お客様から寄せられた苦情・ご相談の内容を記録し、適切に管理いたします。

保険契約に関する苦情、ご相談等はお近くの営業店窓口または、下記までお問い合わせください。

本店業務課 電話：0959-72-4181 F A X：0959-72-4173

個人情報保護について

当組合では、個人情報保護の重要性に鑑み、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等の関係法令等（以下法令等という。）を遵守して以下の考え方に基づきお客様の情報を厳格に管理し、お客様のご希望に沿って取扱うとともに、その正確性・機密保持に努めています。また、この保護宣言等につきましては、営業店の窓口に掲示することにより公表していますが、内容を適時見直し改善してまいります。

●個人情報保護宣言（個人データの安全管理に関わる基本方針）

1. 個人情報の利用目的

当組合は、個人情報の保護に関する法律に基づき、お客様の個人情報を、別に掲載する業務内容ならびに利用目的の達成に必要な範囲で利用し、それ以外では利用いたしません。

また、特定の個人情報の利用目的が法令等に基づき限定されている場合には、当該利用目的外で利用いたしません。

なお、個人情報の利用目的を変更した場合は直ちに公表いたします。

2. 個人情報の適正な取得について

当組合では、利用目的の達成に必要な範囲で、適法かつ適正な手段によりお客様の個人情報等を取得いたします。なお、法第2条第3項に定める要配慮個人情報を含む「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」に定める機微情報は、法令等で認められている場合以外は、取得いたしません。

3. 個人データの第三者提供

当組合は、上記利用目的の範囲内で当組合が別に表示する第三者へ個人データを提供しております。これ以外には、次の場合を除き、お客様の同意なしにお客様の個人データを第三者へ提供いたしません。

(1)法令等により必要とされている場合

(2)お客様または公共の利益のために必要であると考えられる場合

なお、お客様の個人データについて第三者提供の停止をご希望の場合は、当組合の本支店窓口までご連絡ください。

4. 個人データの委託

当組合は、上記利用目的の範囲内で個人データに関する取扱を外部に委託する場合があります。その場合には、適正な取り扱いを確保するための契約締結、実施状況の点検などを行います。

5. 個人データの共同利用

当組合は、上記利用目的の範囲内で個人データを当組合が別に表示する特定の者と共同利用しております。

6. 個人データの安全管理措置に関する方針

当組合では、取扱う個人データの漏えい・滅失等の防止その他の個人データの安全管理のため、組織的安全管理措置、技術的安全措置を講じ、適正に管理します。

また、役職員には必要な教育と監督を、業務委託先に対しては、個人データの安全管理が図られるよう必要かつ適切な監督に努めます。

7. お客様からの開示、訂正、利用停止等のご請求

(1)開示のご請求

お客様から当組合が保有するご自身に関する個人データの開示のご依頼があった場合には、原則として開示いたします。

(2)訂正等のご請求

お客様から当組合が保有するご自身に関する個人データの訂正等（訂正・追加・削除）のご依頼があった場合には、原則として訂正等いたします。

(3)利用停止等のご請求

お客様から当組合が保有するご自身に関する個人データの利用停止等（利用停止・消去）のご依頼があった場合（法令に基づく正当な理由による）には、原則として利用停止等いたします。

なお、これらのご請求に当たっては、個人データの重要性に鑑み、ご請求者（代理人を含む）の本人確認をさせていただきます。ご請求手続きの詳細およびご請求用紙が必要な場合は当組合本支店窓口までお申出ください。

8. ご質問・相談・苦情窓口

当組合では、お客様からのご質問等に適切に取り組んでまいりますので、個人情報の取扱い等に関するご質問等につきましては、次の窓口にお申出ください。

本店業務課 電話：0959-72-4181 FAX：0959-72-4173

リスク管理について

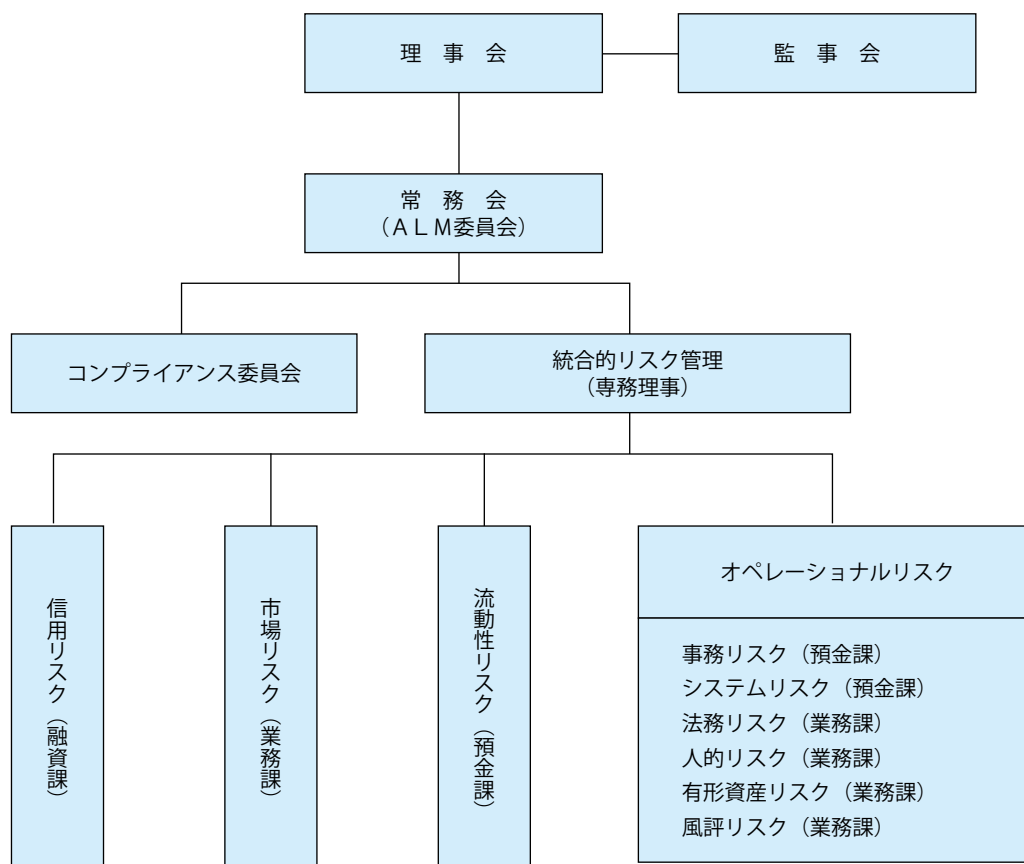
金融機関を取り巻く環境は大きく変化し、取扱業務や金融サービスは多様化・複雑化が進んでおり、リスク管理の重要性は、益々高くなっております。当組合は、本来業務である融資の信用リスク管理は勿論のこと、余資運用している有価証券などの市場リスクについても、リスク管理の充実・強化に取り組んでおります。

●統合的リスク管理態勢

統合的リスク管理（リスクを総体的に捉え、自己資本と対比する自己管理型のリスク管理方法）を行い、当組合の規模・特性に見合った「身の丈にあったリスク管理」態勢を構築し、PDCAサイクル（計画→実行→チェック→改善）を行うことにより当組合の限界・弱点を理解し、それを補う方策を検討して改善に取り組んでおります。

「統合的リスク管理方針」「統合的リスク管理規程」に基づき経営陣が管理すべき各種リスクについては、常務会を定期的・機動的に開催し、経営体力への影響や改善策について検討しております。

■統合的リスク管理組織体制



マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融対策に係る対応方針について

当組合は、マネロン・テロ資金供与及び拡散金融を防止するため、マネロン・テロ資金供与対策を経営上の重要な課題として位置付け、「犯罪収益移転防止法」ならびに「金融庁マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」等の関連法令等を遵守し、経営陣の主導的な関与の下、次の各号の取組みを行ってまいります。

- (1) 当組合は、自らが提供する商品・サービス、取引形態、取引に係る国・地域や顧客属性等に応じたマネロン等リスクを特定、評価、類型化したうえで、当該リスクについて、当組合のリスク許容度の範囲内に実効的に低減するための措置（リスクベース・アプローチ）を講じてまいります。
- (2) 当組合は、マネロン・テロ資金供与対策を適切に実施するために、組合内横断的なリスク管理態勢を構築してまいります。
- (3) 当組合は、マネロン・テロ資金供与及び拡散金融対策の実効性を確保するため、当組合の業務分野、営業地域及びマネロン・テロ資金供与に関する動向等を評価し、これを踏まえて、方針（基本方針・ポリシー等のマネロン対策に関する方針）・手続（マネロン対策に関する基本規程及び関連諸規程・要領・手順書等）・計画（マネロン対策を実現させるための実践計画・プログラム）等を整備してまいります。

なお、金融当局ならびに長崎県警察の指導により、当組合では、マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融のリスクが高いと判断される一部の取引およびお客様につきましては、通常よりも厳重な取引時確認の実施やお客様情報の提供をお願いさせて頂くとともに、そのご回答の内容、状況に応じまして、当該お取引に制限をさせていただくことがございます。お客様には、一部ご不便をお掛けすることが予想されますが、何卒趣旨をご理解いただき、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

リスク管理について

■統合的リスクについて

		内 容	管 理 方 針
信 用 リ ス ク 管 理		お客様の財務状況の悪化などにより、貸出金などの資産の価値が減少あるいは毀損し、損失を被るリスクをいいます。	信用リスクの評価にあたっては、お客様の財務状況のみならず、経営資質、技術力、成長性や個人との一体判断による償還能力などを総合的に判定し、一定基準以上の貸出については融資審査委員会で厳正な審査を実施しております。 また、信用リスクの管理に当たっては特定業種、特定グループに対する過度な与信集中を排除するため、与信枠を設定するなどしてリスク管理の強化に努めております。 さらに、自己査定により信用リスクをモニタリングして、適正な償却・引当を実施することにより、資産の健全性を堅持しております。
市 場 リ ス ク 管 理		金利、有価証券の価格、為替などのさまざまな市場の変動により、保有する資産の価値が変動し、損失を被るリスクをいいます。	金利リスク、価格変動リスク、為替リスクなどについて担当部署の業務課が毎月末リスクの計量・分析を行い、常務会（ALM委員会）に報告し、統合的リスク管理において配賦されたリスク資本の範囲内にリスクをコントロールするなど、安定的な収益の確保とリスク管理に努めております。
流 動 性 リ ス ク 管 理		資金の運用と調達 mismatches や予期しない資金の流出などにより資金繰りに支障をきたし、通常よりも著しく高いコストの資金調達を余儀なくされて損失を被るリスクをいいます。	資金運用・調達状況を日々把握し、資金ポジションの適切な管理を行うとともに、保有資産の流動性確保や調達手段の多様化を図るなど、流動性リスクの管理に努めております。 また、「危機管理規程」、「危機管理対策要領」「緊急時対応マニュアル」などを定めるなど、不測の事態に対応できるよう万全を期しております。
オ ペ レ ー シ ョ ナ ル リ ス ク 管 理	事 務 リ ス ク 管 理	正確な事務を怠る、あるいは事故・不正などを引き起こすことにより損失を被るリスクをいいます。	現金、重要印刷物、重要鍵および重要印章などの重要物の取扱にかかわる事務の厳正化を図るとともに、事務処理については、相互牽制を基本とした「事務取扱要領」や「事故防止対策」を定めて、チェック体制の強化を図っております。 また、正確な事務処理と事故の未然防止に重点を置き、事務リスク管理状況について、監査及び検査を実施しています。 さらに、重点項目を定めて自店検査を実施しております。
	システムリスク管理	コンピュータの故障、誤作動など、システムの不備により損失を被るリスクやコンピュータが不正に使用されることにより損失を被るリスクをいいます。	全国の信用組合が加盟する信組情報サービス株式会社（SKC）の運営・管理する共同オンラインシステム（勘定系・情報系・顧客管理など）を利用しております。 また、万一事故が発生した場合に損失を最小限に止めるための対応策（コンティンジェンシープラン）を講じるなど、システムの安定稼働のために万全の態勢で臨んでおります。
	法 務 リ ス ク 管 理	各種取引について、法令違反や不適切な契約などにより、損失が発生するリスクをいいます。	新商品・新サービスの取扱い時および各種契約時などについて、法務リスクの未然回避に努めております。
	人 的 リ ス ク 管 理	役職員の人事運営上の不公平・不公正（報酬・手当て・解雇などの問題）から生じる労務問題、健康問題、差別的行為（セクシュアルハラスメント、パワーハラスメントなど）により損失を被るリスクをいいます。	業務課を人的リスクの所管部署として定め、職員に対する計画的な研修・教育の実施により、人的リスクの管理能力の向上を図っております。
	有 形 資 産 リ ス ク 管 理	自然災害やその他の事象により、当組合が保有する有形資産が毀損・損傷することにより損失を被るリスクをいいます。	業務課を有形資産リスクの所管部署として定め、設備などの日常点検や「コンティンジェンシープラン」などに基づき、リスクの削減に取り組んでおります。
	風 評 リ ス ク 管 理	市場関係者の噂、マスコミによる報道、事故やトラブルなどがきっかけとなって評判が悪化し、損失を被るリスクをいいます。	適切なディスクロージャーの実施により、経営の透明性を確保し、風評リスクの抑止に努めております。

預金業務

預金の種類		商品内容	お預入期間	お預入金額
総合口座	座	1冊の通帳に普通預金と定期預金をセット。 定期預金をセットすることで、定期預金の90%以内、最高500万円まで自動的に融資が受けられます。	いつでも 出し入れ自由	1円以上
	普通預金	いつでも自由に出し入れができる預金です。 キャッシュカードによる払い出しや振込、給与・年金などの自動受取、公共料金などの自動支払など日常のお財布代わりにご利用ください。		
	貯蓄預金	普通預金より有利なお利息となる個人専用の預金です。 さしあたって必要のないお金の短期運用にご利用下さい。 普通預金のような自動受取や自動支払にはご利用できません。		
納税準備預金		納税のための資金を日頃から準備しておく預金です。	ご入金は自由 お引き出しは原則 として納税のみ	
当座預金		お取引の支払に手形、小切手をご利用いただける預金です。 会社や商店などでは資金管理ができて便利です。	いつでも 出し入れ自由	
通知預金		短期的にまとまった資金を有利に運用できる預金です。 払い出しは払出日の2日前までにご連絡ください。	7日以上	1万円以上
定期預金	大口定期預金	1,000万円以上のまとまった資金の運用に最適の預金です。	1か月以上 5年以内	1,000万円以上
	スーパー定期預金	1,000万円未満の余裕資金の運用に最適の預金です。 個人の方は複利型の取扱いも可能です。		100円以上
	変動金利定期預金	お預入日の約定利率が6か月毎に見直される預金です。 個人の方は複利型の取扱いも可能です。	1年、2年、3年	100円以上
	期日指定定期預金	お利息は1年毎の複利計算となる個人専用の預金です。 据置期間（1年）経過後は、1か月前に満期日が指定でき、預金の一部解約も可能です。	1年以上 3年以内	100円以上 300万円未満
定期積金		毎月一定の日に定額を積み立てていく預金です。 事業の拡張資金、財産形成・結婚資金など計画的な資金づくりに最適です。	1年以上 5年以内	5,000円以上

預金等の保護について

金融機関が万一破綻した場合、預金保険で保護される預金等の額は、保険の対象となる預金等のうち、決済用預金に該当するものは全額、それ以外の預金等については1金融機関ごとに預金者1人当たり元本1,000万円までとその利息等となっております。

預金等の分類		保護の範囲
決済用預金	当座預金・利息のつかない普通預金等	全額保護（恒久措置）
一般預金等	利息のつく普通預金・定期預金・定期積金・通知預金・貯蓄預金・納税準備預金・元本補てんのある金銭信託（ビッグなど）等	合算して元本1,000万円までとその利息等を保護
外貨預金・元本補てんのない金銭信託（ヒットなど）・金融債（保護預り専用商品以外のもの）等		保護対象外（預金保険の対象外）

注1）決済用預金とは、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できる」の3要件を満たす預金です。

注2）保護を超える部分とその利息等、ならびに保護対象外の預金等については、破綻した金融機関の財産の状況に応じて支払われます。（一部カットされる場合があります。）

為替・サービス業務

- 自動受取サービス（各種年金、配当金など）
- 送金サービス（授業料、家賃、その他）
- 給与振込
- 支払サービス（公共料金、クレジット代金、保険料など）
- キャッシュカード
- 年金・税務などの各種相談サービス

融資業務

個人向けローン				
	商 品 名	内 容 と 特 色	ご融資金額	ご融資期間
お使いみちで自由なローン	カードローン アラカルト	いつでも、どこでも、カード1枚でお気軽に利用できる簡単で頼りになるローンです。18歳以上65歳以下の個人で主婦の方も気軽にご利用できます。毎月の返済も定額なので計画的に返済できます。	30万円～ 300万円以内	契約期間1年 (自動更新) ただし、更新時 年齢65歳まで
	フリーローン・チョイス	満18歳以上、完済時年齢81歳未満の方でかつ安定、継続した収入の見込める方。 まとめ資金、事業性資金も申込可能。 (ただし、事業性資金は500万円が限度)	10万円～ 1,000万円以内	15年以内 ただし事業性 資金は10年以内
	すけっとローン (フリーローン)	満18歳以上、完済時年齢81歳未満の方でかつ安定、継続した収入の見込める方。(パート、アルバイト、主婦も可) 必要書類は本人確認書類のみ。 まとめ資金、事業性資金も申込可能。	10万円～ 500万円以内	6ヶ月以上 15年以内
	シルバーライフローン	満60歳以上、完済時年齢81歳未満の健康で返済能力のある当組合への年金振込受給者。 (前年度年収の50%以内が限度)	10万円～ 500万円以内	5年以内
お使いみち特定のローン	多目的ローン	満18歳以上。 完済時年齢81歳未満で、安定・継続した収入の見込める方。 (就職内定者含む) 資金使途は自動車、奨学、リフォーム、終活、買物、資格取得等多彩なニーズに対応。 ただし、お支払は原則口座振込とします。	10万円～ 2,000万円以内 受験費用は 100万円まで 家屋解体費用は 300万円まで	奨学 リフォーム関連 自動車関連は 15年以内 その他は 10年以内
	教育カードローン チャンス	満18歳以上で完済時年齢76歳以下の勤続2年以上または営業年数2年以上の方。 資金使途は、受験費用、入学費用、在学費用。	100万円～500万円以内 (受験にかかる費用は 極度額100万円)	契約期間1年 (自動更新) ただし、更新時 年齢70歳まで
	ふくしん住宅ローン	満18歳以上65歳未満で完済時年齢満80歳未満の方。 勤続年数1年以上または、営業年数2年以上で年間所得100万円以上の個人の方。 資金使途は、住宅の新築・購入(土地のみの購入の方は3年以内に新築条件)、建て替え、増改築、リフォーム、中古住宅の購入、他金融機関住宅ローン借換。	100万円～1億円以内 (大学生以下のお子様が3人以上いる方は、子育て支援優遇金利があります)	35年以内 固定金利選択型 (3年、5年、10年) と変動金利選択があります

事業者向けローン(定型ローン以外の個人を含む)			
商 品 名	内 容 と 特 色	ご融資金額	ご融資期間
信用保証協会または保証会社提携ローン	協会・保証会社等の保証が得られる方は低金利の融資が可能です。	協会・保証会社の保証の範囲内	個別に協議
当組合プロパーローン	当組合の組合員(個人または法人)。 資金使途等により個別に相談。	当組合の与信限度の範囲内	

以上の他、代理貸付業務(全信組連、商工中金、㈱日本政策金融公庫の教育ローン等)、保険窓販を取り扱っております。
金利情報等詳しくは、当組合営業店窓口へお問い合わせ戴くか、当組合ホームページへアクセスしてください。

店舗・地区一覧

店舗一覧（事務所の名称・所在地・自動機設置状況）

店 舗	所 在 地	電 話	自動機
本店営業部	〒853-0002 五島市中央町8番地15	0959-72-4181	A T M 1 台
奈留出張所	〒853-2201 五島市奈留町浦1818-10	0959-64-2063	A T M 1 台



本 店 役 職 員

地区一覧



奈留出張所職員

手数料一覧

（単位：円）

●為替手数料

種 類			組 合 員	組 合 員 外	
窓口振込	当組合同一店内		5万円未満	110	220
			5万円以上	220	440
	当組合他店宛		5万円未満	220	330
			5万円以上	330	550
	他行宛 (当組合以外)		5万円未満	550	660
			5万円以上	660	880
※ ATM 振込 (カード扱い)	当組合 カード	当組合宛	5万円未満	0	110
			5万円以上	0	220
		他行宛	5万円未満	330	440
			5万円以上	440	660
	他 行 カード	当組合宛	5万円未満	440	440
			5万円以上	660	660
		他行宛	5万円未満	550	550
			5万円以上	770	770
取立	同一手形交換所内		220	220	
	隔地間 (他の金融機関宛)	至急扱い	660	880	
		普通扱い	550	770	
その他	振込・取立手形の組戻料		660	880	
	不渡手形返却料		128		
	取立手形店頭呈示料		129		

※ A T M 振込（他行カード振込業務）の提携先は、都銀・地銀・第二地銀・信金・信組、郵貯です。A T M 振込の1日当たりご利用限度は100万円以内でカード取扱のみ可能、現金でのご利用はできません。

●A T M 利用手数料（払戻1回につき）

利用日	時間帯	当組合カード		他行カード
		組 合 員	組 合 員 外	
平 日	☆ 8:30～18:00	0	0	110
	18:00～19:00	0	110	220
土曜日	☆ 9:00～14:00	0	0	110
	14:00～18:00	0	110	220
日曜・祝日 年末・年始	9:00～18:00	0	110	220

※ A T M での1日あたりの払戻限度は100万円以内です。

※ 上記☆印の時間帯では、「しんくみお得ネットサービス」（全国の提携信用組合間の自動機利用手数料が無料）が利用できます。（一部ご利用いただけないA T M がございます。）

※ 組合員が当組合カードで利用の場合、いつでも無料です。

●その他の手数料

種 類			料 金
当座預金	小切手帳	1 冊 (50 枚)	660
	約束手形帳	1 冊 (50 枚)	880
自己宛小切手発行		1 枚	550
通帳証書等再発行		1 件	1,100
カード再発行		1 件	1,100
証明書発行	残高証明書	1 通	440
	融資証明書	1 通	11,000
	その他証明書	1 通	440

※ 上記の手数料には消費税が含まれております。

社会的責任と地域貢献

■社会的責任に関する考え方

当組合は、五島市一円を営業地域とし地元の中小零細事業者や勤労者等が組合員となってお互いに助け合い、発展していくという相互扶助の理念に基づき、運営されている協同組織金融機関です。

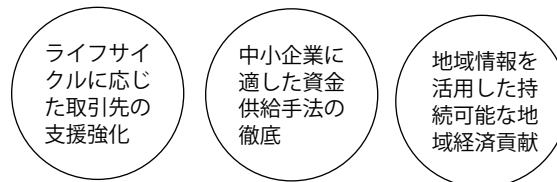
中小零細事業者や住民ひとりひとりの顔が見えるきめ細やかな取引を基本としており、常に顧客（組合員）の事業の発展や生活の質の向上に貢献するため、組合員の利益を第一に考えることを活動の基本としております。また、地域社会の一員として、当組合の経営資源を活用し、地域社会の生活の質や文化の向上に積極的に取り組んでおります。

■お客様の満足度向上・利便性向上への取り組み

営業店窓口にてお客様の声、回収BOXを設置して、どのような些細なことでも広くお客様のご意見、ご要望を収集し、より一層の経営改善に努めております。

■地域密着型金融推進の取組み状況

当組合では地域金融機関としての機能の向上を目指して「地域密着型金融推進計画」を策定し、計画の推進に取り組んでおりますが、その取組内容を公表させていただいております。



- (1) ライフサイクルに応じた取引先企業の支援強化
 - ・信用保証協会の資金を活用し、新規創業事業の支援を致します。
 - ・不良債権の新規発生防止や、要注意債権等の健全化や経営改善支援ができる態勢の強化に取り組んでまいります。
- (2) 中小企業に適した資金供給手法の徹底
 - ・不動産担保、個人補償に過度に依存することなく、取引先企業の事業価値を見極める融資手法に取り組んでまいります。
 - ・大口の融資に偏ることなく、中小零細企業にマッチした商品の提供を推進してまいります。
- (3) 地域の情報を活用した持続可能な地域経済への貢献
 - ・組合員に対する相談機能を活かし地域に密着した融資の推進に努めてまいります。

■経営者保証ガイドラインの取り組み

当組合では、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借り入れや債務保証整理の相談を受けた際には、真摯に対応する態勢を整備しています。

経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。また、どのような改善を図れば経営者保証の解除の可能性が高まるかなどを具体的に説明し、経営改善支援を行っています。

※具体的な取組み

借入の申込時や保証契約の更改、事業承継などの機会に「経営者保証に関するガイドライン」を説明し、ガイドラインで求められている以下の要件について充足状況を検証し、保証参加の可否を検討しています。

- ・法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されていること
- ・法人と経営者の間の資金のやりとりが、社会通念上適切な範囲であること
- ・法人のみの資産・収益力で借入返済が可能であること
- ・法人から適時・適切に財務情報が提供されていること など

また、既存の保証契約の見直しのお申し出があった場合や、保証債務を整理する場合においても同様に対応しています。

■金融を通しての地域貢献（域内金融機関の貸出金推移状況）

（単位：百万円）

	3年3月末	4年3月末	5年3月末	6年3月末 (a)	7年3月末 (b)	前期比増減 (b-a)
五島市内の金融機関貸出金総額	37,428	35,996	34,919	33,893	32,668	▲1,225
当組合の貸出金残高	10,334	9,915	9,713	9,551	9,124	▲427
当組合の貸出金シェア（%）	27.6	27.5	27.8	28.2	28.0	▲0.2
（当組合の貸出先数）	803	723	696	672	629	▲43

（注）五島市内の金融機関貸出金総額とは、福江簡易手形交換所管内の金融機関2行（十八親和銀行、福江信組）の貸出金の合計です。

総代会について

1. 総代会の仕組み、機能について

信用組合は、組合員の相互扶助の精神を基本理念に、組合員一人一人の意見を尊重し、金融活動を通じて経済的地位の向上を図ることを目的とした協同組織金融機関です。組合員は出資口数に関係なく、一人一票の議決権を持ち、総会を通じて組合の運営に参加することになります。

当組合では、組合員数が非常に多く、総会の開催は事実上不可能なことから、組合員の相違を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて法令に基づく「総代会」制度を採用しております。

総代会は、決算、取引業務の決定、理事・監事の選挙等の重要事項を決議する組合の最高意思決定機関で、総会と同様に組合員一人一人の意見が組合の経営に反映されるよう、組合員の中から選出された総代で構成・運営されます。総代会の開催につきましては毎年6月に通常総代会を、また必要に応じて臨時総代会を開催します。

2. 総代とその選出方法

総代の選出につきましては、当組合の定款および総代選挙規程により実施されます。

(1) 総代の任期・定数

地区別の定数は地区の組合員数と総組合員数の按分比により算出。
総代の任期は3年、総代の定数は100人以上120人以内。

(2) 総代の選出方法

営業店単位の地区別に総代を選出。地区に所属する組合員の中から推薦により総代候補者名簿を作成し、選挙により選出しますが、候補者の数が当該地区における総代定数を超えない場合は、その候補者を当選者として、選挙は行っておりません。

3. 第68期通常総代会の決議事項

令和7年6月20日開催の第68期通常総代会において、次の事項が報告・付議され、それぞれ原案のとおり承認可決されました。

○第68期（令和6年度）事業報告、監査報告

○議案事項

第1号議案 第68期（令和6年度）貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案の承認に関する件

第2号議案 第69期（令和7年度）事業計画案の承認に関する件

第3号議案 任期満了に伴う監事選任に関し、定款第21条の規定により指名推薦者において、被指名人をもって当選者として扱うこととする件



第68期通常総代会（令和7年6月20日、本店会議室）

地区別総代のご紹介（敬称略・五十音順）

令和6年7月現在の総代数108人（令和6年5月選任）

総代氏名					
福江地区 75名	谷 村 政 信 ⑥	矢 口 志 朗 ⑦	(有)スギ・コーポレーション③	岐宿地区 6名	大久保 憲 二 ①
青 山 和 好 ⑦	田 端 重 雄 ⑤	山 口 美佐子 ①	(有)瀬川自動車 ③	菊 谷 岩 雄 ③	柿 森 泉 ④
浦 昭 ⑦	堤 啓 悟 ⑤	山 中 太 一 ⑦	谷 川 製 函 (有) ⑤	菊 谷 敏 昭 ⑦	柿 森 英 治 ⑥
浦 国 昭 ④	戸 川 六 雄 ⑦	山 中 信 潔 ①	(株)チューオー ③	小 柳 伊勢弘 ④	柿 森 誠 ⑦
片 山 一 夫 ④	中 村 光 明 ④	山 本 一 夫 ④	(株)中本製麺 ③	柳 田 靖 夫 ⑦	紙 村 道 義 ④
片 山 秀 光 ⑦	中 村 康 弘 ⑥	山 本 稔 ⑦	(株)萩原組 ⑦	山 口 博 之 ①	窄 中 誠 致 ⑦
片 山 廣 道 ①	野 口 桂 市 ①	(有)有川喜石材店 ⑦	平 山 建 設 (株) ⑤	(有)橋本組 ④	城 田 章 一 郎 ⑦
川 口 眞 二 ①	野 口 喬 史 ⑦	(有)今利石油店 ③	(株)福江工業 ④		野 茂 勇 司 臣 ①
清 瀧 誠 司 ⑦	橋 本 治 平 ⑦	(株)E N S ③	(有)福江清掃社 ⑦	富江地区 3名	橋 口 剛 一 ⑦
小 石 薫 ⑦	畑 中 久 稔 ⑦	(株)おおあらの里 ⑤	(福)福江福祉会 ⑤	小 原 豊 ③	橋 口 卓 臣 ⑦
小 柳 弘 之 ④	平 山 源 一 ⑦	垣深建機サービス(株)⑦	(株)眞鳥餅店 ③	松 本 茂 人 ⑦	浜 村 三 雄 ⑦
才 津 喜 彦 ⑦	藤 原 正 廣 ⑦	(有)片岡商店 ⑦	(株)三井楽水産 ②	(株)庄野建設 ①	福 島 るり香 ②
才 津 学 ⑤	船 越 忠 昭 ⑦	(有)観光ビルはたなか②	山 一 資 材 (株) ⑦		古 木 芳 明 ①
堺 末 喜 ⑦	堀 本 榮 一 ⑦	合 同 建 設 (株) ⑤		奈留地区 24名	松 本 国 久 ③
坂 口 純 孝 ③	増 山 勲 章 ①	五 島 運 輸 (株) ⑦		明 石 博 文 ④	松 本 尚 忠 ⑤
島 内 太 郎 ①	松 本 和 哉 ⑦	五島技建工業(株) ④		出 口 浩 一 ①	松 山 俊 男 ③
杉 秀 宣 ①	的 野 聡 志 ⑥	五島自動車(株) ⑦		岩 田 萬 一 郎 ⑤	築 瀬 善 正 ⑦
瀬 川 豊 巳 ⑤	御手洗 利 次 ④	五島ヤクルト販売(株)③		岩 村 清 人 ⑦	
宗 昭 男 ⑥	水 戸 逸 雄 ①	こばた電設(株) ③		植 木 良 尚 ⑤	
田 中 久 登 ④	宮 崎 春 生 ①	(株)才津組 ⑦		内 川 隆 博 ③	
田 中 富士男 ④	八 尾 政 雄 ④	三進コンクリート工業(株)⑤		江 口 寛 明 ④	

（注）氏名末尾の数字は就任回数を記載しております。なお、就任回数が7回以上である場合は、全て⑦で表示しております。

役員等の報酬体系

■対象役員

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、理事及び監事全員をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務遂行の対価として支払う「基本報酬」「賞与」、在任期間中の職務執行および特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

1. 報酬体系の概要

【基本報酬および賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において理事全員および監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しています。そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては、役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当組合の理事会において決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に毎期役員退職慰労金支給規程による引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

2. 役員に対する報酬

(単位：千円)

区 分		人数	当期中の報酬支払額	総会等で定められた報酬限度額
理 事	常 勤	2	15,600	35,000
	非常勤	4	911	
監 事	非常勤	2	590	5,000
合 計		8	17,101	40,000

注1. 上記は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第15条別紙様式4号「附属明細書」における役員に対する報酬です。

2. 上記の支払人数、報酬支払額は期中に退任した者を含めて記載しております。

3. 当期中、上記以外に支払った役員賞与金はありません。

4. 当期中、上記以外に常勤理事に対する役員退職慰労引当金繰入額として1,950千円を費用計上しております。

3. その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第23号)第3条第1項第3号および第5条に該当する事項 … 該当ありません。

■対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の非常勤役員、当組合の職員、当組合の主要な連結子法人等の役職員であって、対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務および財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。なお、令和元年度において、開示対象職員等に該当するものはおりませんでした。

注1. 対象職員等には、期中に退任・退職したものを含めて記載することとしております。

2. 「同等額」は、令和元年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

3. 当組合の職員の給与、賞与および退職金は当組合における「給与規定」および「職員退職給与規定」に基づき支払っております。

なお、当組合は、非営利・相互扶助の協同組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系を取り入れた自社の利益を上げることや株価を上げることに動機づけされた報酬となっていないため、職員が過度なリスクテイクを引き起こす報酬体系ではありません。

索引

このディスクロージャー誌は、協同組合による金融事業に関する法律（協金法）第6条第1項において準用する銀行法第21条、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（金融再生法）第7条および「自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成19年3月23日付 金融庁告示第17号）」に基づき作成しています。各開示項目は、以下のページに掲載しています。

概況・組織		有価証券に関する指標	
事業方針	3	※商品有価証券の種類別平均残高	該当なし
※事業の組織	2	※有価証券の種類別残高及び平均残高	12
※役員一覧（理事及び監事の役職・氏名）	2	有価証券の残存期間別残高	12
※店舗一覧（事務所の名称・所在地）	34	有価証券の時価情報	12
自動機設置状況、地区一覧	34	預証率（期末・期中平均）	10
※職員数	2	経営管理態勢に関する事項	
組合員数	2	※統合的リスク管理体制	30
※子会社の状況	該当なし	※コンプライアンス（法令等遵守）体制	27
主要事業内容		※個人情報保護について	29
※業務のご案内（主要な事業の内容）	33	財産の状況	
業務に関する事項		※貸借対照表	4
※事業の概況	3	※損益計算書、剰余金処分計算書	8
※経常収益	9	※リスク管理債権の状況	13
業務純益	9	#金融再生法開示債権の状況	13
※経常利益（損失）	9	外貨建資産残高、オフバランス取引の状況	該当なし
※当期純利益（純損失）	9	先物取引、オプション取引の時価情報	該当なし
※出資総額、出資総口数	9	※貸倒引当金の期末残高及び期中増減額	18
※純資産額	9	※貸出金償却額	18
※総資産額	9	※法定監査の状況	8
※預金積金残高	9	代表理事による適正性・有効性の確認	8
※貸出金残高	9	※信用協同組合等及びその子会社等の概況に関する事項	該当なし
※有価証券残高	9	自己資本の充実等の状況	
※単体自己資本比率	9	※自己資本の構成に関する事項	14
※出資に対する配当金	9	※自己資本の充実度に関する事項	15
主要業務に関する指標		※信用リスクに関する事項（証券化エクスポージャーを除く）	17
※業務粗利益および業務粗利益率	9	※信用リスク削減手法に関する事項	21
※資金運用収支、役務取引等収支およびその他業務収支	9	※派生商品取引及び長期決済期間取引に関する事項	22
※資金運用勘定・資金調達勘定の平均残高、利息、利回り	10	※証券化エクスポージャーに関する事項	22
※受取利息、支払利息の増減	9	※出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項	22
役務取引の状況	9	※金利リスクに関する事項	22
その他業務収支の内訳	10	※連結決算の状況	該当なし
経費の内訳	8	その他の業務	
※総資産経常利益率	10	内国為替取扱実績	10
※総資産当期純利益率	10	外国為替取扱実績、公共債窓販実績、公共債引受額	該当なし
預金に関する指標		その他	
※預金種目別平均残高	11	ごあいさつ	2
預金者別預金残高	11	地域密着型金融の取り組み	23
財形貯蓄残高	該当なし	社会的責任と地域貢献活動	35
常勤従業員1人当り預金残高	9	経営者保証に関するガイドラインへの対応	35
1店舗当り預金残高	9	当組合の沿革・あゆみ	2
貸出金等に関する指標		当組合の考え方	3
※貸出金種類別平均残高	11	第7次中期経営計画	3
※貸出金担保の種類別残高	11	キャッシュコーナーや窓口での犯罪防止の取り組み	25
※貸出金使途別残高	11	キャッシュカード等の偽造・盗難被害等補償の取り組み	25
※貸出金業種別残高・構成比	11	犯罪収益移転防止法／金融商品取引法への対応	26
※預貸率（期末・期中平均）	10	金融商品に係る勧誘方針／保険募集指針	28
消費者ローン・住宅ローン残高	11	預金等の保護	32
※代理貸付残高の内訳	10	総代会のしくみ、総代氏名一覧	36
常勤従業員1人当りの貸出金残高	9	役員等の報酬体系	37
1店舗当りの貸出金残高	9	手数料一覧	34

（注）財務データについては金額単位未満を切捨処理のため合計と一致しない場合があります。

※印は協金法施行規則、#印は金融再生法施行規則に規定されている法定開示項目です。

“豊かな地域社会づくりに奉仕する”

福江信用組合

〒853-0002 長崎県五島市中央町8番地15

TEL：0959-72-4181 FAX：0959-72-4173